

平成27年度国民経済計算年次推計の概要について*

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部¹

1. 支出側系列の動向 柿澤佑一朗、高山 直樹
2. 分配系列の動向 前田 知温
3. 生産系列の動向 鈴木 大地
4. 資本勘定の動向 室屋 孟門、平山 智基
5. ストック編の動向 山岸 圭輔

はじめに

昨年（平成28年）末に公表した平成27年度国民経済計算年次推計では、平成23年基準改定²が行われた。「基準改定」は、わが国の国民経済計算（以下「JSNA」という）において概ね5年に一度行っている作業であり、その主な目的は約5年に1度公表される、大規模かつ詳細な構造統計である最新の『産業連関表』等を反映することで、JSNAの推計に最新の経済構造を反映することにある。また、それに合わせて、通常の年次推計では反映できない産業連関表以外の大規模統計の反映や、推計手法の見直し・改善、定義概念の変更などを行っている。

最新の『平成23年産業連関表』を反映した、JSNAの平成23年基準改定では、こうした通常の基準改定に加え、約16年ぶりに改定された最新の国際基準である2008SNAへの対応を行った。これにより、GDPに計上される範囲を始めとして、JSNAの見方や使い方は大きく変化した。例えば、企業が行うR&D活動に対する支出が総固定資本形成に含まれたり、経済活動別分類を国際標準産業分類に整合的な形で見直されたりと、より経済の実態を表し、かつ国際比較性が高まり、統計としての有用性は著しく向上したと考えられる。一方で、その変更が大規模かつ、推計内容の複雑さが増している

ことから、統計利用者には、今般の基準改定の内容を含めたJSNAについての理解を深めてもらえるようなコミュニケーションも重要となっている。

本稿では、こうした問題意識の下、2008SNAへの対応を含む平成23年基準改定を反映した平成27年度国民経済計算年次推計についてその主要な結果を読者に分かりやすく紹介することを目的とする。その構成は、第1章では支出側系列の動向、第2章では分配系列の状況、第3章では生産系列の動向、第4章では資本勘定及びその最終的なバランス項目である純貸出(+)/純借入(-)等について、第5章ではストック編について紹介する。

1 支出側系列の動向

(1) 名目GDPの改定状況について

平成27年度国民経済計算年次推計の結果の最も分かりやすい特徴は、2008SNAへの対応を含む平成23年基準改定を反映したことにより、名目GDPの水準が従来と比べて全体的に上方改定されたことである。今回の基準改定では1994年まで20年以上にわたって遡及推計を行っているが、名目GDPの改定額について期間を区切ってみると、1994～1999年度の平均で12.3兆円、2000～2009年度の平均で18.3兆円、2010年度以降の

* 本稿作成に当たっては、内閣府経済社会総合研究所の長谷川秀司国民経済計算部長、多田洋介企画調査課長をはじめとする国民経済計算部の職員から有益なコメントをいただいた。なお、本稿の内容は、筆者が属する組織の公式の見解を示すものではなく、内容に関しての全ての責任は筆者にある。

¹ 1. 支出側系列の動向 柿澤佑一朗 国民支出課研究専門職、高山直樹 国民支出課課長補佐
2. 分配系列の動向 前田知温 分配所得課
3. 生産系列の動向 鈴木大地 国民生産課研究専門職
4. 資本勘定の動向 室屋孟門 企画調査課研究専門職、平山智基 国民支出課研究専門職
5. ストック編の動向 山岸圭輔 企画調査課課長補佐

² 本稿にある平成23年基準改定による我が国国民経済計算における概念・定義の変更や推計手法の見直し等に関する体系的な解説としては、『2008SNAに対応した我が国国民経済計算について（平成23年基準版）』（平成28年11月30日）を参照されたい。

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_2008sna.pdf

また、四半期別GDP速報に関する主な変更点については『「平成28年7-9月期四半期別GDP速報（2次速報値）」に係る利用上の注意について』（平成28年11月25日）、年次推計に関する主な変更点については『「平成27年度国民経済計算年次推計（平成23年基準改定値）」に係る利用上の注意について』（平成28年11月30日）を参照されたい。

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryu/2016/pdf/announce20161125.pdf>

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h27/sankou/pdf/tyui27.pdf

図表1-1 基準改定の要因別にみた名目GDP水準の改定状況(年度)

(兆円)											
	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
改定後GDP(平成23年基準)	502.4	516.7	528.7	533.1	526.1	522.0	528.6	518.9	514.7	518.2	521.0
改定前GDP(平成17年基準)	495.6	504.6	515.9	521.3	510.9	506.6	510.8	501.7	498.0	501.9	502.8
改定差	6.8	12.1	12.7	11.9	15.2	15.4	17.8	17.2	16.7	16.3	18.2
うち 2008SNA対応	14.6	15.1	16.0	16.9	17.1	17.0	17.3	17.4	17.9	18.1	18.6
研究・開発(R&D)の資本化	13.0	13.5	14.2	14.9	15.2	15.1	15.3	15.4	15.6	15.7	16.0
市場生産者の総固定資本形成分	10.7	11.1	11.7	12.3	12.5	12.2	12.3	12.4	12.5	12.6	12.8
非市場生産者の固定資本減耗分	2.3	2.4	2.5	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.2
特許等サービスの扱い変更	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.4	0.5	0.7
防衛装備品の資本化	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
所有権移転費用の扱い精緻化	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1
中央銀行の産出額の明確化	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
うち その他	▲ 7.8	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 5.0	▲ 1.9	▲ 1.6	0.5	▲ 0.2	▲ 1.2	▲ 1.8	▲ 0.3

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
改定後GDP(平成23年基準)	525.8	529.3	531.0	509.4	492.1	499.2	493.9	494.7	507.4	517.9	532.2
改定前GDP(平成17年基準)	505.3	509.1	513.0	489.5	474.0	480.5	474.2	474.4	482.4	489.6	500.6
改定差	20.5	20.1	18.0	19.9	18.1	18.7	19.7	20.3	25.0	28.3	31.6
うち 2008SNA対応	19.8	20.7	21.4	21.1	19.2	19.4	19.8	19.6	21.0	23.0	24.1
研究・開発(R&D)の資本化	16.9	17.7	18.3	18.1	16.4	16.4	16.6	16.6	17.3	18.5	19.2
市場生産者の総固定資本形成分	13.6	14.3	14.9	14.7	13.1	13.1	13.3	13.3	14.0	15.1	15.8
非市場生産者の固定資本減耗分	3.3	3.3	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4
特許等サービスの扱い変更	0.9	1.1	1.3	1.2	1.1	1.3	1.5	1.4	2.1	2.8	3.1
防衛装備品の資本化	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
所有権移転費用の扱い精緻化	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	1.0	0.9
中央銀行の産出額の明確化	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
うち その他	0.7	▲ 0.6	▲ 3.4	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.1	0.6	4.0	5.3	7.5

平均で23.9兆円の上方改定となっており、直近年度である2015年度でみると31.6兆円の上方改定となっている。その要因は、「うち2008SNAへの対応」によるものが大きなウェイトを占めるが、とりわけ「研究・開発(R&D)の資本化」が大きな影響を及ぼしたことがわかる(図表1-1)。他方で、2008SNA対応以外の「うちその他」の要因も影響を及ぼしている。「その他」要因としては、約5年ごとに公表される産業連関表等の大規模な基礎統計の取込や建設部門における産出額の推計手法の開発があげられるが、2015年度については、改定前の計数が四半期別GDP速報(QE)による速報ベースであり、改定後の計数には、同年度について年次推計という形で詳細な基礎統計の反映を行ったことも改定に寄与している。

ここで、需要項目別の改定状況を確認してみる(図表1-2)と、まず特徴的な変化として、民間企業設備や公的固定資本形成が上方改定となっている。これは、2008SNA対応の一環である「R&Dの資本化」や「防衛装備品の資本化」の影響によるものである。このうち、公的固定資本形成の上方改定幅(3~4兆円)については、一般政府を含む公的部門のR&Dの資本化や防衛装備品の資本化の影響で概ね説明ができる。一方、民間企業設備については若干の補足が有用である。基準年に対応す

る2011年度を例に挙げると、R&Dの資本化により民間企業分(対家計民間非営利団体分を含む)のR&D投資額13兆円程度が上方改定要因となっている一方、実際の改定幅は6兆円程度となっている。これは、『平成23年産業連関表』の取込みにより、建設部門や自動車部門の総固定資本形成(産出・供給された建設サービスや自動車投資に回る分)等が下方改定されているという減少要因があり、差し引きとしてこうした改定幅の姿となっている。ただし、この減少要因は、後述するように建設部門における産出額の推計手法見直しの影響もあり、直近年度ではより小さなものとなっている。このほか、民間住宅も上方改定となっているが、これは図表1-1の「所有権移転費用の扱い精緻化」により住宅関連の不動産仲介手数料を新たに計上したことによる。外需(財貨・サービスの純輸出)についても、やはり2008SNA対応の一環である「特許等サービスの扱いの変更」の影響を財貨・サービスの輸出・輸入とも受けており、多くの年度において、その効果は輸出の方が大きく、上方改定される結果となっている。

他方で、民間最終消費支出については、2008SNAへの対応というより、その他の要因によって上方改定されている。一つには、今回の基準改定で、住宅賃貸料(帰属家賃を含む)の推計の基礎統計である『住宅・土地統

図表 1-2 需要項目別にみた名目 GDP 水準の改定状況 (年度)

(実額、単位:兆円)

年度(平成) Fiscal Year	18年 2006	19年 2007	20年 2008	21年 2009	22年 2010	23年 2011	24年 2012	25年 2013	26年 2014	27年 2015	
国内総生産(GDP)	新	529.3	531.0	509.4	492.1	499.2	493.9	494.7	507.4	517.9	532.2
	旧	509.1	513.0	489.5	474.0	480.5	474.2	474.4	482.4	489.6	500.6
	差	20.1	18.0	19.9	18.1	18.7	19.7	20.3	25.0	28.3	31.6
民間最終消費支出	新	294.7	296.9	291.4	287.2	287.4	288.4	291.2	300.0	298.4	299.9
	旧	293.4	294.7	288.1	284.2	284.5	286.4	288.4	295.7	293.2	292.0
	差	1.4	2.2	3.3	3.0	3.0	2.0	2.8	4.3	5.2	7.9
民間住宅	新	19.9	17.4	17.5	13.5	13.9	14.3	14.9	16.6	15.5	15.9
	旧	18.8	16.4	16.5	12.6	12.9	13.4	14.1	15.8	14.4	14.8
	差	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	1.1	1.2
民間企業設備	新	84.5	83.9	78.8	67.4	68.2	70.4	71.8	77.4	80.3	81.2
	旧	74.7	76.8	71.0	60.7	61.9	64.3	64.8	67.4	68.4	70.1
	差	9.8	7.1	7.8	6.6	6.2	6.1	7.0	10.1	12.0	11.1
民間在庫変動	新	0.9	1.7	1.7	▲ 4.7	1.0	1.4	0.7	▲ 1.6	0.8	2.4
	旧	0.5	1.7	1.3	▲ 5.0	▲ 0.3	▲ 1.4	▲ 1.1	▲ 2.8	0.2	1.6
	差	0.5	0.1	0.3	0.3	1.3	2.8	1.8	1.2	0.6	0.8
政府最終消費支出	新	94.5	95.9	95.3	96.6	98.2	99.7	100.4	101.8	104.3	106.0
	旧	91.9	93.3	92.9	94.2	95.5	96.6	97.5	98.8	101.0	102.3
	差	2.6	2.6	2.4	2.3	2.6	3.1	2.9	3.0	3.3	3.8
公的固定資本形成	新	26.4	25.7	25.1	26.6	24.7	24.2	24.4	26.9	27.1	26.7
	旧	22.8	22.1	21.2	22.8	21.3	20.8	21.0	23.6	23.7	23.0
	差	3.7	3.6	3.9	3.7	3.3	3.4	3.4	3.3	3.4	3.7
公的在庫変動	新	▲ 0.0	0.1	▲ 0.0	0.0	▲ 0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	旧	▲ 0.0	0.1	0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	0.1	▲ 0.0	0.0	0.1	0.0
	差	▲ 0.0	0.0	▲ 0.1	0.1	0.0	▲ 0.0	0.1	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0
財貨・サービスの輸出	新	85.8	94.4	80.4	66.2	75.9	73.1	72.5	82.8	92.3	91.7
	旧	84.1	92.4	78.6	64.6	74.1	71.2	70.6	80.0	88.4	87.4
	差	1.7	1.9	1.8	1.6	1.8	1.9	1.9	2.8	3.9	4.3
財貨・サービスの輸入 (控除)	新	77.5	85.0	80.8	60.7	70.0	77.7	81.3	96.6	100.9	91.6
	旧	76.9	84.4	80.2	60.2	69.5	77.3	80.8	95.9	99.8	90.5
	差	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.7	1.2	1.1

※: 各項目の上段(新)は平成23年基準、中段(旧)は平成17年基準の計数を示す。

計』(総務省)の二回分の調査(平成20(2008)年、25(2013)年調査)を取り込んだ³ことにより、2000年代半ば以降、民間最終消費支出の水準が上方改定されたことがある。また、2015年度については、先述のとおり、速報値から詳細な基礎統計を取り込んだ年次推計値に改定された際、特に民間最終消費支出への影響が大きかったことがある。政府最終消費支出については、R&Dの計上方法の変更(研究開発投資分を控除する一方、これに係る固定資本減耗を新たに計上)といった2008 SNA対応の影響を受ける需要項目ではあるが、これによる改定は小さく、むしろ公費負担医療給付⁴を民間最終消費支出ではなく本項目に計上したことなど、主に通常の基準改定要因により上方改定されている。民間在庫変動の改定幅は全体的には大きなものではないが、2011年度について

ては、『平成24年経済センサス-活動調査』を取り込んだことにより、流通品を中心に改定幅がやや大きくなっている。一方、公的在庫変動は、防衛装備品のうち弾薬類の計上が影響しているものの改定幅は限定的となっている。

以上のように今回の基準改定は、2015年度でみた改定額が30兆円を上回るなど、名目GDP水準に上方改定をもたらすものとなったが、これにより、従来GDPに含まれていなかったR&Dが投資として計上されるなど、一国経済の動向が最新の国際基準に沿って更に包括的に捕捉されるようになり、また、新たな推計手法の開発の成果も反映されたことなどから、より経済の実態に即したGDPの姿になったと考えられる。

³ 前回の基準改定であり、2011年度に実施した「平成17年基準改定」においては作業スケジュールとの兼ね合いにより、「住宅・土地統計」の平成20年調査結果を取り込むことができなかった。

⁴ 生活保護における医療扶助分等である公費負担医療給付について、17年基準では「経常移転」の内訳項目である「現物社会移転以外の社会給付」の「社会扶助給付」として計上していた(すなわち、家計が経常移転を受けて、家計が最終消費支出しているものとして計上)ところ、23年基準では「政府最終消費支出」の内訳項目である「現物社会移転」の「現物社会移転(市場産出の購入)」に計上するよう扱いを変更した。

(2) 実質GDP成長率の改定状況について

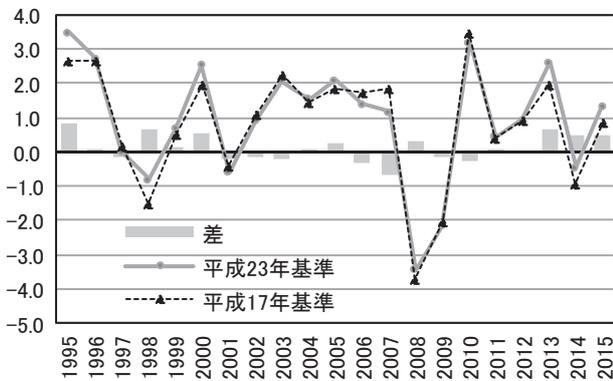
前述のように、名目GDPの水準は平成23年基準改定によって全体的に上方改定されたが、実質GDP成長率の改定状況はどのようなものであつたらうか。今回の基準改定による1995～2015年度の実質GDP成長率の改定は、年度によって上方改定、下方改定がまちまちとなったが、この期間の平均成長率でみると平成17年基準での0.8%に対し平成23年基準では0.9%と0.1%ポイントの改定にとどまった(図表1-3)。改定幅の絶対値について平均をとってみても、0.3%ポイント程度となり、過去2回の基準改定時と比べてほぼ同程度の改定幅となっている。ただし、直近3年間については、上記の平均よりやや大きい0.5～0.6%ポイント程度成長率がそれぞれ上方改定されている。

この直近3年間の需要項目ごとの寄与度の差をとることで、改定の要因をみたのが図表1-4である。まず、2013年度は平成17年基準での前年比2.0%が平成23年基準で同2.6%に改定にされているが、これは建設部門における産出額の推計手法改善による民間企業設備の改定が大きく寄与している。具体的には、平成17年基準

までは、建設部門の産出額について、基準年は『産業連関表』の計数を基にしつつ、延長年や中間年については、建設活動に要したインプット(建設資材や人件費)の動きを用いて推計していたのに対し、平成23年基準では、より推計精度を高める観点から工事出来高というアウトプットの動きを示す基礎統計を用いる方式を開発した。2013年度については、アウトプットベースの推計を行ったことにより、東日本大震災からの復興需要等の建設投資の拡大がよりの確に捕捉されるようになったと言える。次に、2014年度については、平成17年基準での前年比▲0.9%が平成23年基準で同▲0.4%に改定されているが、これはR&D資本化の反映等による民間企業設備の改定によるところが大きい。R&D資本化はGDPに対しては専ら水準に与える影響が大きい。同年度については、基礎統計である『科学技術研究統計』(総務省)でも研究費の支出が特に伸びており、こうした状況が今回改定で反映されたと言える。最後に、2015年度は平成17年基準での前年比0.9%が平成23年基準で同1.3%に改定されているが、これは前述のとおり、QEから年次推計にかけた詳細な基礎統計の反映による民間最終消

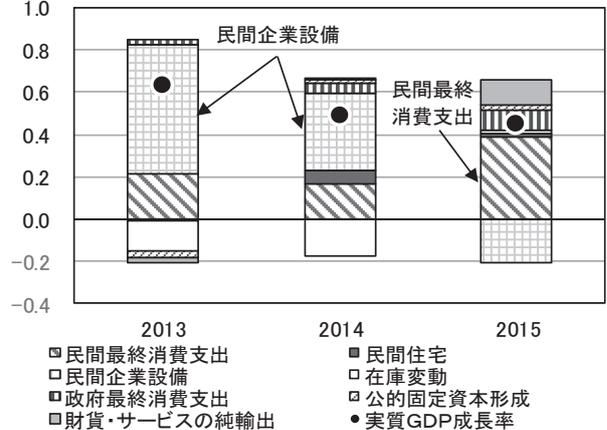
図表1-3 実質GDP成長率の改定状況

(前年度比、%)



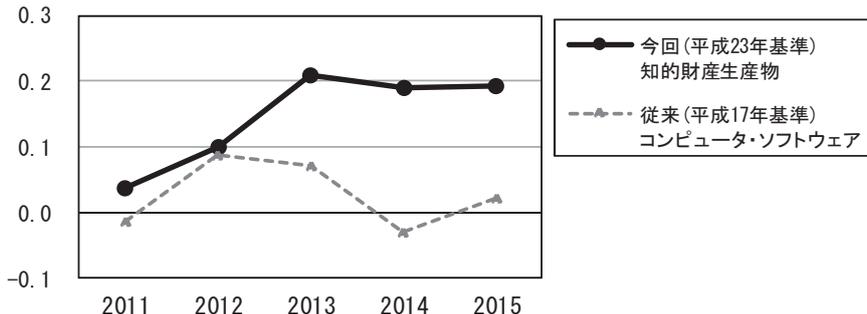
図表1-4 実質GDP需要項目別寄与度差

(%ポイント)



図表1-5 R&D (総固定資本形成の「知的財産生産物」)
(17年基準のコンピュータ・ソフトウェアとの対比)

(実質前年度比寄与度、単位：%)



費支出（家計最終消費支出）の改定が主な要因となっている。

なお、先に述べたように大きな影響を与えた R & D の資本化については、総固定資本形成を形態別に分けた際の内訳である「知的財産生産物」⁵の動きでも確認することができる。図表 1-5 は、実質 GDP に対する前年度比寄与度を平成 17 年基準において対応する系列である「コンピュータ・ソフトウェア」と比較したものだが、2013 年度以降は、R & D の資本化を含む「知的財産生産物」が「コンピュータ・ソフトウェア」の動きと乖離して、3 年連続で実質 GDP を 0.2%ポイント程度押し上げている。R & D の資本化の反映が名目 GDP の水準の改定に大きく影響したことは前述の通りであるが、実質 GDP 成長率の改定においても一定のインパクトがあったことを示している。

（3）2015 年度の実質 GDP 及びその需要項目の動向について

ここでは、平成 27 年度国民経済計算年次推計からみた直近の経済動向について概観する。2015 年度は、名目 GDP が前年比 2.8%増、実質 GDP が同 1.3%増、GDP デフレーターが同 1.4%上昇と、18 年ぶりに揃って前年

比プラスとなった。しかし、緩やかな景気回復が続く中でも、内需では消費や設備投資は力強さを欠いており、外需も横ばい圏内の動きとなっている。

2015 年度の実質 GDP 成長率は前年比 1.3%と、2014 年度のマイナス成長からプラスに転じた。需要項目別にみると、消費税率の引上げによる駆け込み需要の反動から 2014 年度に前年比マイナスとなっていた民間最終消費支出（前年比 0.5%増）と民間住宅⁶（同 2.7%増）がプラスとなった。また、民間企業設備（同 0.6%増）、民間在庫変動（前年比寄与度 0.4%ポイント増）も増加に寄与した結果、民間需要は前年比 1.1%増で、GDP に対して 0.8%ポイント増加に寄与した。公的需要をみると、公的固定資本形成は補正予算による公共事業等で 2013 年度に大きく増加した後は、2014 年度、2015 年度と前年比 2%程度の減少が続いた（2015 年度は同 2.0%減）一方、政府最終消費支出は高齢化の進展等を背景とした社会保障関係費の増加等により前年比 2.0%増となっており、公的需要全体では前年比 1.2%増、前年比寄与度 0.3%ポイント増となった。外需（財貨・サービスの純輸出）をみると、財貨・サービスの輸出が前年比 0.8%増、財貨・サービスの輸入が前年比 0.2%減（GDP 成長率にはプラスに寄与）となり、前年比寄与度は 0.2%ポイント増と

図表 1-6 実質 GDP 成長率 需要項目別前年度比、寄与度

（平成 23 暦年連鎖価格、単位：％）

(年度)	2013		2014		2015	
	前年度比	寄与度 (対GDP)	前年度比	寄与度 (対GDP)	前年度比	寄与度 (対GDP)
国内総生産 (GDP)	2.6	***	▲ 0.4	***	1.3	***
国内需要	3.1	3.2	▲ 1.0	▲ 1.1	1.1	1.1
民間需要	3.1	2.4	▲ 1.4	▲ 1.0	1.1	0.8
民間最終消費支出	2.7	1.6	▲ 2.7	▲ 1.6	0.5	0.3
家計最終消費支出	2.7	1.6	▲ 2.6	▲ 1.5	0.3	0.2
除く持ち家の帰属家賃	3.0	1.4	▲ 3.4	▲ 1.6	0.1	0.1
民間住宅	8.3	0.3	▲ 9.9	▲ 0.3	2.7	0.1
民間企業設備	7.0	1.0	2.5	0.4	0.6	0.1
民間在庫変動	***	▲ 0.5	***	0.5	***	0.4
公的需要	3.1	0.8	▲ 0.1	▲ 0.0	1.2	0.3
政府最終消費支出	1.7	0.4	0.4	0.1	2.0	0.4
公的固定資本形成	8.6	0.4	▲ 2.1	▲ 0.1	▲ 2.0	▲ 0.1
公的在庫変動	***	0.0	***	0.0	***	▲ 0.0
(再掲) 総固定資本形成	7.5	1.7	▲ 0.2	▲ 0.1	0.3	0.1
財貨・サービスの純輸出	***	▲ 0.5	***	0.6	***	0.2
財貨・サービスの輸出	4.4	0.7	8.7	1.4	0.8	0.1
財貨・サービスの輸入 (控除)	7.1	▲ 1.2	4.1	▲ 0.8	▲ 0.2	0.0

⁵ 「知的財産生産物」は、コンピュータ・ソフトウェア、研究・開発 (R & D)、鉱物探査・評価を計上したものである。少額ではあるが、平成 23 年基準では鉱物探査・評価を含んでいること、コンピュータ・ソフトウェアについても平成 17 年基準から平成 23 年基準にかけて基礎統計の反映により一定の改定が生じていることには留意が必要であるが、新旧基準の差を見ることにより、概ね R & D 資本化のインパクトを確認することができる。

⁶ 平成 28 年度年次経済財政報告では、日本銀行の金融緩和を受けて住宅ローン金利が低水準で推移したことや省エネ住宅ポイント等の各種住宅支援策の効果が発現したこともプラス要因になったと分析している。

なった（図表1-6）。

このほか2015年度の経済動向で興味深い点の一つは、訪日外国人が日本国内で行った消費、いわゆるインバウンド消費の動向である。2015年の訪日外国人数は、燃油サーチャージの値下げや為替の円安方向への推移による割安感の定着等⁷を背景に、前年比47.1%増の1,973万7千人と、当時の政府目標であった2,000万人の達成に迫るほど急増した。これに伴い、2015年度のインバウンド消費は、実質GDP成長率に対して前年比0.2%ポイント増加に寄与している。なお、インバウンド消費は、GDP統計においては民間最終消費支出ではなく、「非居住者家計の国内での直接購入」として財貨・サービスの輸出に計上される。

（4）GNI（国民総所得）の動向について

ここで、GDPに近接する概念であり、国民経済を所得面で捉える指標であるGNI（国民総所得）についても触れておく。まず、名目で見えた場合、GNIはGDPに「海外からの所得の純受取（受取－支払）」を加えた概念であるが、2015年度の名目GNIは、GDPと同じく前年比2.8%増となった（図表1-7の（名目））。これは海外からの所得の受取と支払がともに前年比増となったものの（前者が前年比5.2%、後者が同9.8%）、前者から後者を控除した「海外からの所得の純受取」の前年比寄与

度は0.1%ポイントにとどまったことによる。

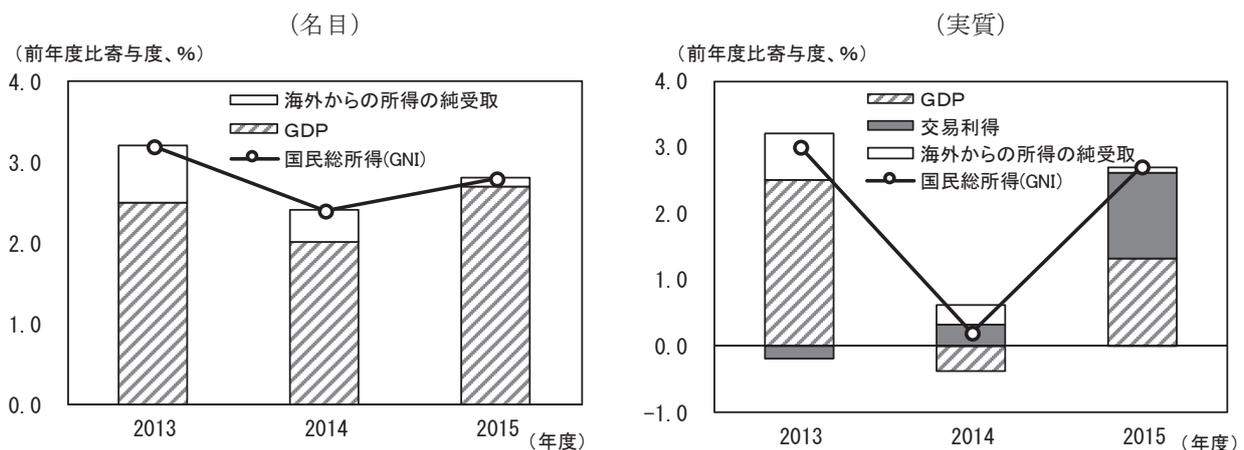
一方、実質でみたGNIはGDPに「海外からの所得の純受取」とともに海外との交易条件（輸出価格の輸入価格に対する比）の変化に伴う購買力の変化を表す交易利得・損失⁸を加えたものである。この実質GNIは、前年比2.7%増と、実質GDPの前年比（1.3%増）を上回る結果となった（図表1-7の（実質））。これは、「海外からの所得の純受取」の前年比寄与度が名目値と同様0.1%ポイントにとどまったのに対して、2014年後半からの原油等エネルギー価格の下落を背景に、交易条件の改善が進んだことで、交易利得が実質GNIに対して前年比1.3%ポイント増加に寄与したことによるものである。

（5）最終需要の動向について

平成27年度国民経済計算年次推計（支出系列等）及び平成28年7-9月期2次速報の公表時より、参考系列として「最終需要」が新たに表章され、毎回の速報公表資料でも利用可能となった。これは、GDPから民間在庫変動及び公的在庫変動を控除したもので、在庫変動以外の需要項目の合計、すなわち最終消費支出と総固定資本形成、財貨・サービスの純輸出の合計である⁹。

「在庫変動」については、特に四半期ベースではGDP成長率を大きく振れさせることがあり得¹⁰、そうした場

図表1-7 名目・実質GNI前年度比寄与度



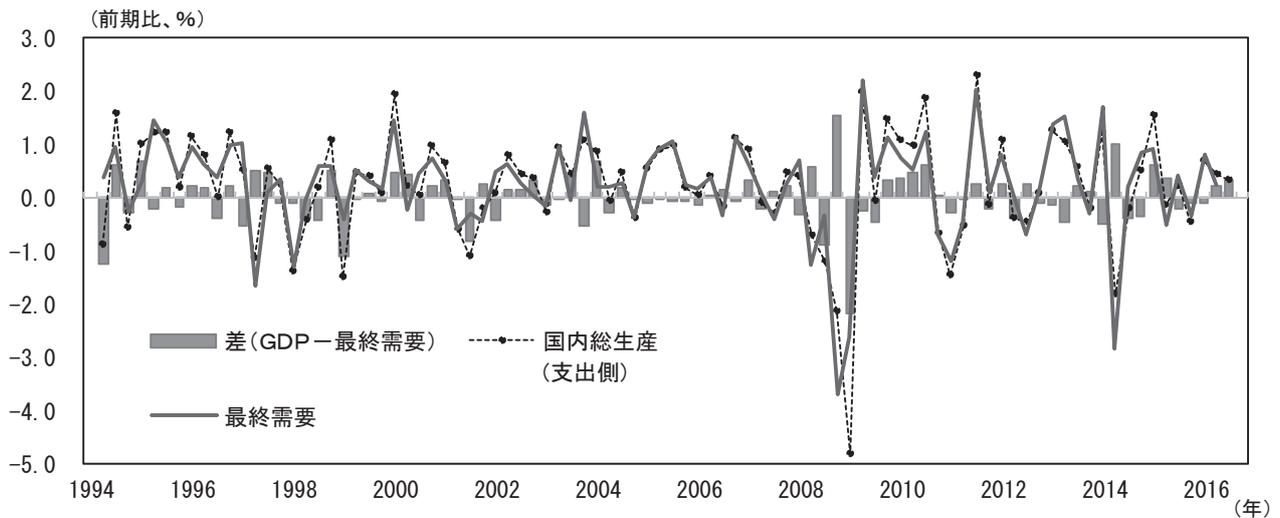
⁷ 日本政府観光局（JNTO）の報道発表資料（平成28年1月19日）では、訪日外国人増加の主な要因として、クルーズ船の寄港増加、航空路線の拡大、燃油サーチャージの値下がりによる航空運賃の低下、これまでの継続的な訪日旅行プロモーションによる訪日旅行需要の拡大、円安による割安感の定着、ビザの大幅緩和、消費税免税制度の拡充等が挙げられている。

⁸ 海外との貿易に係る交易条件の変化に伴う実質所得（購買力）の変化のこと。詳細は国民経済計算の「用語解説」を参照されたい。
http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h27/sankou/pdf/term.pdf

⁹ 例えば、米国でも“Final sales of domestic product”として公表されている。

¹⁰ IMFの四半期別国民経済計算マニュアルでも、在庫変動はGDPの小さな構成項目であるが、大きなプラスから大きなマイナスに大きく振れることがあり得、しばしば四半期別成長の主要因の1つとなる、などと記述されている。

図表 1-8 実質の最終需要と GDP の成長率



合に GDP から在庫変動による要因を取り除いた系列である「最終需要」でも経済動向を捉えることに一定のニーズがあると考えられる¹¹。

図表 1-8 は実質の最終需要と GDP の成長率の推移を示している。両者は、基本的に動きは一致しているものの、消費税率引上げによる影響が在庫投資によって平準化されたとみられる時期などを除けば最終需要の方がやや振れ幅の小さい傾向にある。あくまで参考系列であるものの、その性質を理解した上で参照すれば、経済局面のより明快な理解に資することが期待される。

2 分配系列の動向

(1) はじめに

本章では、生産活動と当該生産活動により生み出された所得の配分、及び配分された所得により行われる消費支出を示す「所得支出勘定」について概観する。特に、同勘定に表章されている家計の貯蓄（貯蓄率）について、17 年基準（前回基準）と 23 年基準（今回基準）とを比較し、その改定要因を分析する。所得支出勘定の基本的な流れを追いながら、家計の貯蓄に大きく寄与する概念上の変更点を触れるとともに、主要な数値がどのように変化したのかについて述べていきたい¹²。

「(2) 所得支出勘定とは」では、所得支出勘定の流れ

を説明し、その最終バランス項目である貯蓄がどのようにして導き出されるか、また、貯蓄の中で特に注目される家計の貯蓄に関して今回の基準改定でどのような変更点があるかに触れることとしたい。「(3) 主要計数の紹介と分析」では、分配系列において特に主要な計数である雇用者報酬・可処分所得・貯蓄の動向について述べる。

(2) 所得支出勘定とは

所得支出勘定は、SNA 体系における生産活動と消費活動とを結ぶもので、生産の成果（付加価値）がどのように配分されたか（第 1 次所得の配分勘定、所得の第 2 次分配勘定等）及びそのようにして配分された所得がどのように消費支出に利用されたのか（所得の使用勘定）を示す勘定体系である。所得支出勘定では、金融機関、非金融法人企業、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の 5 つの制度部門ごとにどれだけの額を支払いどれだけの額を受け取ったかが勘定形式で記録されており、生産活動の結果発生した所得がどのように分配され、どれだけが消費支出され、残りが貯蓄に回るのかを示す役目を果たす。制度部門ごとに勘定は複数あるが、各勘定が相互に関連しており、「所得の発生勘定」に始まり、「第 1 次所得の配分勘定」、「所得の第 2 次分配勘定」と続き、最終的に「所得の使用勘定」で各制度部門の貯蓄につながる¹³。また、所得支出勘定は

¹¹ 例えば、平成 27 年 11 月の「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」では、資料の中に GDP と最終需要の両方を掲載して、説明に使用した。

<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/2015/11kaigi.pdf>

¹² 本章では、家計の貯蓄を求めるために必要な項目について触れるが、所得支出勘定の各項目の詳細については、「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について（平成 23 年基準版）」を参照されたい。（<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/2008sna.html>）

¹³ 家計、一般政府、対家計民間非営利団体の場合は「現物所得の再分配勘定」という勘定があり、そこで「調整可処分所得」という項目が表章されるので、少し事情が異なる。ただし、他の制度部門と同様に可処分所得からのアプローチでも貯蓄を求めることはできる。

受取と支払の総額は同額となる。そのため、受取と支払が同額になるように調整するためのバランス項目（受取の総額から支払の項目の総額を引いたもの）が各勘定に存在する。所得の発生勘定は「営業余剰・混合所得」、第1次所得の配分勘定では「第1次所得バランス」、所得の第2次配分勘定では「可処分所得」、所得の使用勘定では「貯蓄」となる。このバランス項目が次の勘定で受取、つまりもともと所有していた金額として計上される。たとえば、第2次所得の配分勘定では受取項目に「第1次所得バランス」が、所得の使用勘定では受取項目に「可処分所得」が計上され、このバランス項目の増減は次の勘定に影響する。なお、それぞれのバランス項目は固定資本減耗を控除する前の「総」ベースと、これを控除した後の「純」ベースがあるが、ここでは一般的に用いられることが多い「純」ベースの計数を用いる。

制度部門は5つあり各制度部門で発生する項目は異なるが、以下では主に家計¹⁴に着目し、その貯蓄の動向を概観する。

（所得の発生勘定）

所得の発生勘定は、生み出された付加価値が労働（雇用者報酬）、企業（又は資本）（営業余剰・混合所得）、および政府（生産・輸入品に課される税（マイナス）補助金）に分配される流れを示した勘定表である。JSNAでは一国全体の所得の発生勘定を推計、表章している。所得の発生勘定のバランス項目は営業余剰・混合所得である。

（第1次所得の配分勘定）

第1次所得の配分勘定は、所得の発生勘定で現れる「雇用者報酬」、「営業余剰・混合所得」に加えて、財産所得の受払いを加えて推計、表章したもので、各制度部門について勘定が作成される。当該勘定のバランス項目は「第1次所得バランス」である。家計については、雇用者報酬の受取（雇用者報酬は家計の勘定にのみ現れる）、営業余剰・混合所得の受取（持ち家産業を含む個人企業分）、財産所得の支払及び受取、バランス項目としての第1次所得バランスが記録される。

「雇用者報酬」は「賃金・俸給」に、厚生年金等の社会保険料や企業年金への掛金等のうち事業主（雇主）の負担分である「雇主の社会負担」を加えたものである。雇主が、雇用者のために負担している社会保険料等の事業主負担分を雇用者報酬に加算するのは、当該負担分

も雇用者である家計に一度支払って、雇用者が当該社会負担を政府等に支払っているものと擬制計算するためである（これを「迂回処理」と言う）。次に「営業余剰・混合所得」は、家計の場合、住宅賃貸業（持ち家）以外の個人企業の「混合所得」と住宅賃貸業（持ち家）の「営業余剰」で構成される。所得の発生勘定で見たように、生み出された付加価値は、企業（営業余剰）、家計（雇用者報酬）及び政府に分配されるが、住宅賃貸業（持ち家）以外の個人企業の場合、生み出された付加価値を企業分（営業余剰）と雇用者分（雇用者報酬）に分けようとしても、両者が一体となっており分割することができないことから、「混合所得」として一括に計上している。一方、家計が所有している持ち家は実際には賃料などは払わないものであるが、SNA上では自分の所有している持ち家から、住宅サービスが生み出されており、当該サービスに対する賃料を自ら払ったものと記録している（当該産業を本稿では「住宅賃貸業（持ち家）」と呼んでいる）。つまり、当該「住宅賃貸業（持ち家）」は住宅サービスを産出しており、中間投入を控除した分の付加価値が発生する。「住宅賃貸業（持ち家）」については雇用者報酬が概念上存在しないという整理で、「混合所得」ではなく「営業余剰（持ち家）」として、所得の発生勘定のバランス項目が算出される。

最後に、「財産所得」は金融資産や土地などを運用したことにより生じる所得のことである。具体的には利子や配当、賃貸料などがこの項目にあたる。「財産所得」については、自らの運用による利子収入などに加え、銀行等からの借入れに対する利子の支払いなどがあるため、支払にも計上される。

これらの3つの項目から、家計においては「第1次所得バランス」は以下の式であらわされる。

$$\begin{aligned} \text{第1次所得バランス} &= \text{雇用者報酬} + \text{営業余剰} \cdot \text{混合所得} \\ &\quad + \text{財産所得(受取)} \\ &\quad - \text{財産所得(支払)} \cdots (1) \end{aligned}$$

つまり、「第1次所得バランス」は、雇用に関する受取（雇用されている場合は「雇用者報酬」、個人企業の場合は「混合所得」の一部）に、所有している財産から得られる純受取（「財産所得」の受取マイナス支払）、個人企業としての企業の得る利益（「混合所得」の一部及び「営業余剰（持ち家）」）を加えたものとなる。

また、上記の式の結果より導きだされた「第1次所得

¹⁴ 所得支出勘定の「5. 家計（個人企業を含む）」と同一

バランス」は、「所得の第 2 次分配勘定」にて受取項目の一つとして存在し、「可処分所得」に影響する。

今回の基準改定では、「雇用者報酬」に関してその定義・範囲や推計手法及び水準に変更があったが、当該点については「(3)主要計数の紹介と分析」において解説する。

(所得の第 2 次分配勘定)

所得の第 2 次分配勘定は、第 1 次所得の配分勘定のバランス項目である「第 1 次所得バランス」から始まり、これに、「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担」、「現物社会移転以外の社会給付」などの経常移転のやり取りを計上するもので、バランス項目は「可処分所得」である。家計については、「第 1 次所得バランス」から始まり、「所得・富等に課される経常税」の支払、「純社会負担」の支払、「その他の経常移転」の支払及び受取、「現物社会移転以外の社会給付」の受取が加除され、可処分所得が導かれる。

「所得・富等に課される経常税」とは、所得や利潤を得た時に、一般政府に対して支払が課される経常的な移転取引のことである。相続税や贈与税など経常的に支払いが行われないものは含まれない。税であるため、家計などが支払い、一般政府が受け取ることとなり、具体的には所得税や住民税などが該当する¹⁵。

次に、「純社会負担」とは 17 年基準における「社会負担」に対応する項目であり、2008SNA で年金受給権の記録に関する勧告が変更・明確化されたことに伴い、構成項目も図表 2-1 の通り変更となっている。「純社会負担」とは老齢や疾病等の事由が生じた際に社会保険制度から給付を受け取るよう、社会保険制度に対し家計が行う支払のことを指す。ここで「純社会負担」の構成項目を見てみると、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」という第 1 次所得の配分勘定の「雇用者報酬」の構成項目と同じ項目がある。「雇用者報酬」は受取、「純社会負担」は支払であるため、第 1 次所得の配分勘定で「雇用者報酬」の一部として受け取り、所得の第 2 次分配勘定で「純社会負担」の一部として支払うことになり、結果としてキャンセルアウトされる。そのため、バランス項目である可処分所得にはこれらの構成項目は反映されなくなる。同様に、詳細は省略するが、「財産所得」の受取にある「年金受給権に係る投資所得」と「純社会負担」の構成項目の「家計の追加社会負担」は、年

金受給権の運用による増加分を追加的に社会保険制度に支払ったものと迂回処理しているものであり可処分所得には反映されない。

「現物社会移転以外の社会給付」は、ある特定の事象や状況から生じる様々なニーズに備えるために家計に支払われる経常移転のうち、現物社会移転以外のものを指す。現物社会移転とは、無料か経済的に意味のない価格のいずれかによって、政府および対家計民間非営利団体から家計に提供される財・サービスであり、非市場産出分と、市場産出の購入分に分かれる。前者は政府や非営利が自ら生産しているサービスを無料または経済的に意味のない価格で受け取るものであり、具体的には国公立や私立の学校教育など、後者は、医療サービスや介護サービスの公費負担分などが例として挙げられる。「現物社会移転以外の社会給付」はこれらの現物以外の社会給付であることから、現金による支払が主なものとなり、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」から成り立つ。その中でも政府による公的年金や児童手当などである「現金による社会保障給付」が最も占める割合が大きい。「その他の社会保険年金給付」には、企業年金による給付や（後述する）発生主義で記録する退職一時金の支給額が、「その他の社会保険非年金給付」には発生主義で記録される以外の退職一時金の支給額等が記録される。「社会扶助給付」は生活保護費や恩給等が記録される。なお、同項目には、平成 17 年基準では公費負担医療給付（生活保護法等に基づく政府による医療費負担分）が計上されていたが、平成 23 年基準では現物社会移転に記録されていることに注意されたい。

「その他の経常移転」は今まで紹介した「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担」、「現物社会移転以外の社会給付」以外の経常移転のことを指し、内訳項目は家計の場合、「非生命純保険料」「非生命保険金」「他に分類されない経常移転」に分けられる。まず「非生命純保険料」は家計が支払う損保や定型保証などの生命保険以外の保険料等のことであり、「非生命保険金」は保険会社や定型保証会社から家計が受け取る保険金等のことである。ただし、「非生命保険金」には、巨大災害が発生した際の保険金の支払いは含まれず、例えば東日本大震災の保険金は含まれていない¹⁶。「他に分類されない経常移転」は、罰金や社会給付以外のその他の移転¹⁷など

¹⁵ 17 年基準では「生産・輸入品に課される税」に分類されていた事業税も今回の基準改定から、「所得・富等に課される経常税」に含まれる。

¹⁶ こういった巨大災害は「経常移転」ではなく、「資本移転」として記録される。

¹⁷ 個人間の仕送り（居住者而非居住者間の労働者送金を含む）、贈与、寄付（義援金等）の移転が含まれる。

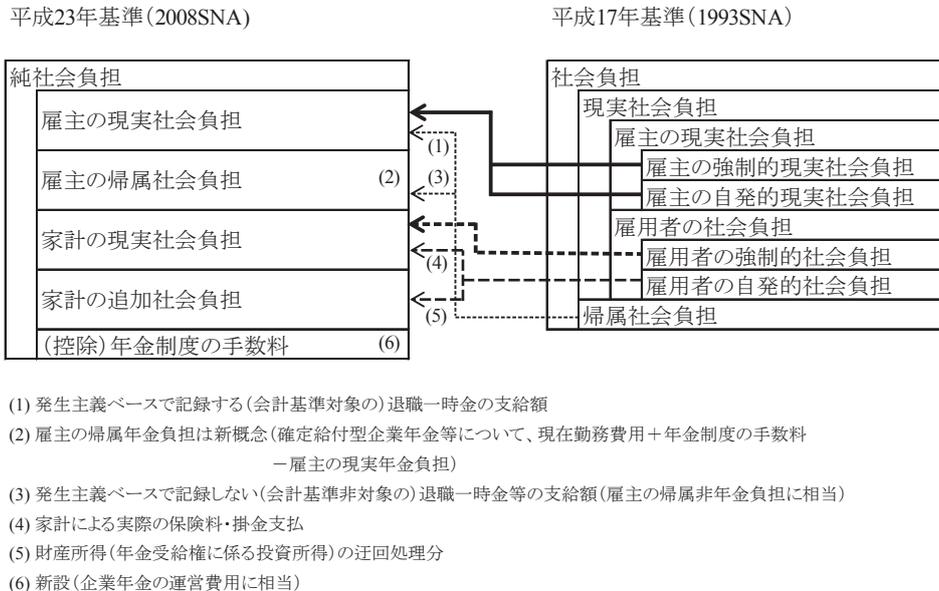
が含まれている。

下の式で表される。

これらの各項目を差し引きし、家計の可処分所得は以

$$\begin{aligned} \text{家計の可処分所得} = & \text{第1次所得バランス} + \text{現物社会移転以外の社会給付} + \text{その他の経常移転(受取)} \\ & - \text{所得・富に課される経常税} - \text{純社会負担} - \text{その他の経常移転(支払)} \cdots (2) \end{aligned}$$

図表2-1 基準改定による社会負担の変更点



コラム1 主要系列表2「国民所得・国民可処分所得の分配」の参考系列について

本節では、主に家計部門について記述しているが、このコラムでは、主要系列表2「国民所得・国民可処分所得の分配」(以後、主要系列表2と記載する)における変更点として参考系列の「法人企業所得」を紹介する。

主要系列表2は、生産活動によって発生した付加価値(純)を生産要素別と制度部門別とを折衷した分類項目で示すものであり、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組み替えて作成している。

主要系列表2は、所得支出勘定でいうところの「第1次所得の配分勘定」と「所得の第2次配分勘定」の項目をまとめたものであり、「雇用者報酬」、「財産所得」、「企業所得」に集約され、これら3つの合計値は要素費用表示の国民所得として示される。次に、「生産・輸入品に課される税」、「補助金(控除)」を加えることによって市場価格ベースの国民所得となる。さらに、制度部門別に経常移転の純受取額が加わり、可処分所得(純)が導き出される。これらを合算したものが「国民可処分所得」となる。

今回の基準改定ではこれらの記載項目や流れにおいて基本的に変更はないものの、参考系列として、企業会計ベースの経常利益により近い概念の項目を設けることとした。具体的には、主要系列表2の「企業所得」のうち、法人企業部分、すなわち制度部門別には家計部門に含まれる個人企業を含まない部分は、所得支出勘定の企業部門の第1次所得バランスと等しく、企業会計上の経常利益¹⁸とは配当支払後である等の違いがある¹⁹。そこで、参考系列として、法人企業の企業所得のうち、配当等を支払う前の概念である「法人企業所得」を新たに推計、表章している。具体的には、法人企業部分の「企業所得(企業部門の第1次所得バランス)」に、法人企業の配分所得(配当等)の支払及び海外直接投資に関する再投資収益の支払を足し戻したものである²⁰。さらに「民間法

¹⁸ 企業会計では配当の支払は、損益計算書ではなく、貸借対照表における「利益剰余金」として計上される。

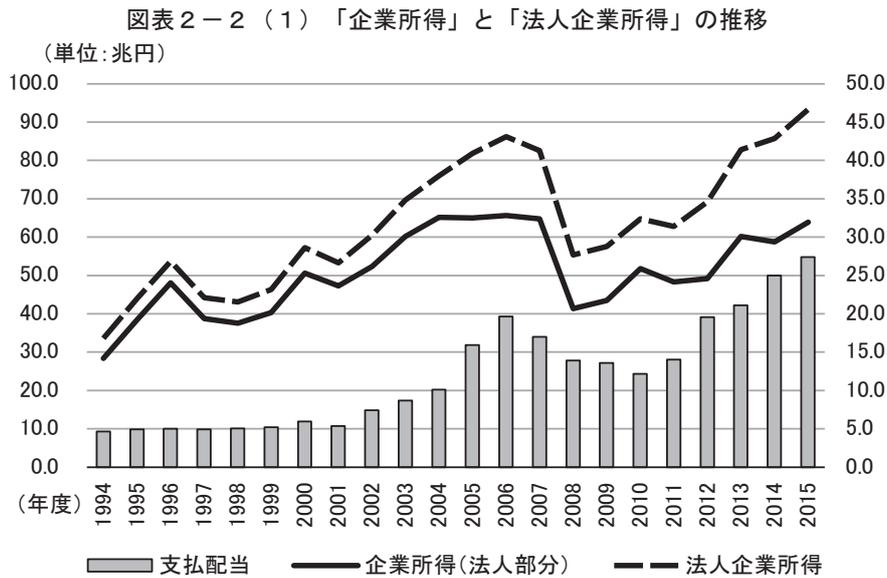
¹⁹ この他に、SNAでは在庫品評価調整を行っている点も異なる。

²⁰ 2008SNAマニュアルにおいても、第1次所得の配分勘定を「企業所得勘定」と「その他の第1次所得の配分勘定」に分け、「企業所得勘定」において同じ考え方の「企業所得」がバランス項目として定義されている。マニュアルによると、この「企業所得」は企業会計において理解されている損益の概念に近い所得概念とされている。

人企業所得」も民間法人企業の企業所得を出発点として、同一の項目を足し戻したものである²¹。

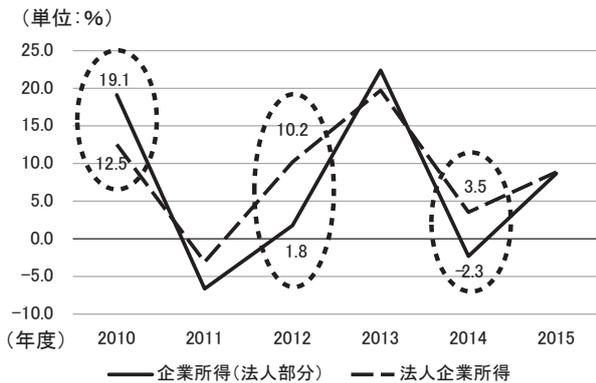
以下の図表 2-2 (1) は、「企業所得」(第 1 次所得バランス)のうち法人企業部分と今回新たに参考系列として表章した「法人企業所得」の推移(左目盛)、及び非金融法人及び金融機関の「支払配当」(右目盛り)を比較したものである。これを見ると、2000 年以前は「支払配当」が 5 兆円近辺で安定的に推移しており、「企業所得(法人部分)」と「法人企業所得」は概ね平行的に推移しているが、2000 年代中ごろを境に、世界金融危機に起因する景気後退期を除き、「支払配当」増加するとともに、「法人企業所得」の増加傾向がより顕著に表れていることが分かる。

このうち、「支払配当」の伸び率を見てみると(図表 2-2 (2))、2010 年度、2012 年度や 2014 年度のように、「企業所得(法人部分)」と「法人企業所得」の伸び率に差がある年については、「配当支払」が大きく伸びたり(2012、2014 年度)、逆に「配当支払」が大きく落ち込んでいる(2010 年度)ことが分かる。

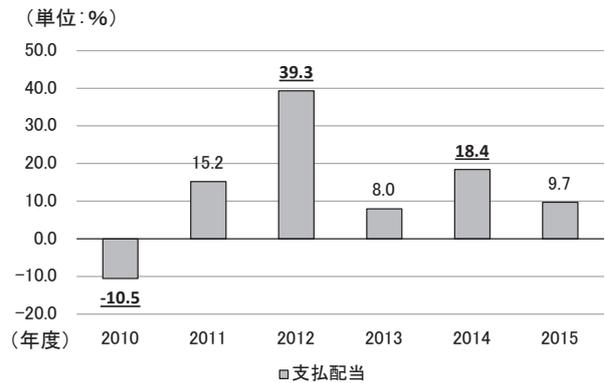


図表 2-2 (2) 2010 年以降の「企業所得」と「法人企業所得」の伸び率比較

(a) 「企業所得」と「法人企業所得」



(b) 「支払配当」



²¹ 17 年基準では「民間法人企業所得に係る所得・富税」という項目を掲載していたが、今回の基準改定では上記の掲載内容の変更に伴い主要系列表 2 からは削除されている。同項目は付表 20 「民間・公的企業の所得支出勘定」における「民間法人企業」の「所得の第 2 次分配勘定」の「所得・富に課される経常税」に掲載している。

(3) 主要計数の紹介と分析

①雇用者報酬

(賃金・俸給)

平成23年基準での「雇用者報酬」の水準は、平成17年基準に比べ、概ね上方改定となった。これは、雇用者報酬の8割程度を占める「賃金・俸給」の中でも多くを占める現金給与が上方改定になったためである。現金給与は単純化すれば「一人当たりの賃金」と「雇用者数」の積と考えることができるが、今回の改定の要因の一つは、このうち雇用者数の推計の基礎となる「国勢調査」について、最新の平成22年国勢調査を反映したことにより、平成18年以降²²の雇用者数が大きく上方改定したことがあげられる。これに加えて、現金給与のうち役員報酬分の定義・概念の変更や推計手法の見直しも「賃金・俸給」の上方改定の要因となっている。具体的には、役員賞与の取り扱いの変更である。役員賞与は、平成17年基準までは「財産所得」の配当として扱われていたが、平成17年に施行された改正会社法により、役員賞与は役員給与と同様に費用処理されることとなったため、今回の平成23年基準改定を機に、JSNAでも「雇用者報酬」に算入することになった²³。また、役員賞与も含む役員報酬の推計手法についても、今回の基準改定においてよりの確にその動向を捕捉するための見直しを行っている。具体的には、役員報酬は一人当たりの役員報酬について非役員との給与格差率を求め推計を行っており、この給与格差率について、従来は「法人企業統計」の計数を活用して推計を行っていたが、「国勢調査」や「経済センサス-活動調査」を用いて得られるSNA上の役員範囲との違いにより格差率を過小評価する傾向があることから、各種の基礎統計を活用し、給与格差率を適正化することとした。

(雇主の社会負担)

このように、「賃金・俸給」は種々の要因から概ね上方改定となった一方で、「雇主の社会負担」は今回の基準改定により、各年を通じて下方改定となっている。これは専ら、2008SNAへの対応に伴う概念変更によるものであり、具体的には、「確定給付型企業年金等に係る発生主義での記録への変更」による。2008SNAでは雇

用関係をベースとする社会保険制度(確定給付(DB)型制度)に係る取引やポジションを発生主義で記録するよう勧告されている。「発生主義」とは「債務が発生した時点でその取引を記録する」ということであり、DB型制度について、平成17年基準では、「雇主の社会負担」について企業が積立を行った実額が記録される等の扱いであったものが、平成23年基準では2008SNAの勧告を踏まえて、債務の発生時点で記録をするという扱いを貫徹することとなった。すなわち、DB型制度では、概ね勤務期間に応じてその給付金額が決まる制度であるため、実際の積立額とは別に、雇用している雇員の勤続年数に応じて将来支払うべき年金債務金額が決まってくる。これらは、現在価値に割引かれて「年金受給権」として、家計の資産、金融機関の負債として計上される。DB型制度に係る雇主の社会負担については、従前は実際に雇主が支払った掛金等負担分を記録する扱いだったものが、2008SNAでは、当期における追加的な勤務に応じた受給権の増分(現在勤務増分と呼ばれ、日本の会計制度では勤務費用に相当する)を記録することとされている。そして、現在勤務増分に制度の運営費用(年金制度の手数料)を加え、実際の雇主の掛金等負担額(雇主の現実社会負担)を控除した残りは「雇主の帰属社会負担」に記録されることとなっている。

我が国の場合、DB型制度としては、「退職給付に関する会計基準」の対象となる制度となっており、厚生年金基金や確定給付企業年金といった企業年金に加え、退職一時金も含まれる。退職一時金については、同会計基準の対象となるような発生主義で記録すべき部分について、平成17年基準では、「帰属社会負担」として現実の支給額を記録していたため、退職一時金支給額が雇用者報酬の水準に影響するようになっていたが、平成23年基準では、この部分(実際の雇主による支給額)は「雇主の現実社会負担」として記録される一方で、上述のとおり、その上位項目である「雇主の社会負担」自体は、現在勤務増分という発生主義に基づく引当額に規定されることから、雇用者報酬の水準には影響しないこととなった^{24 25}。このように、平成23年基準では、DB型の企業年金等について、雇主の社会負担を含めて発生主義による記録を貫徹したことにより、実際の雇主の掛金負担

²² 平成17年基準では、「国勢調査」が、平成17年の雇用者数のベンチマークとして利用されていたため、今回、平成22年調査が雇用者数の平成22年のベンチマークに利用されるようになったことにより、前回のベンチマーク年(平成17年)と平成18年以降の雇用者数の改定につながっている。

²³ 「平成23年産業連関表」でも同様の見直しが行われている。

²⁴ 現在勤務増分+年金制度の手数料-雇主の現実社会負担として計算される「雇主の帰属年金負担」で調整される。

²⁵ ただし、「退職一時金」の中でも「退職給付に関する会計基準」の対象とならないものは従来通り「帰属社会負担」に含まれる。具体的には中央政府や地方政府、対家計民間非営利団体による退職一時金がこれに該当すると整理している。

や退職一時金の支給額を記録していた平成 17 年基準に比べて、雇主の社会負担が結果として下方改定される要因となった。

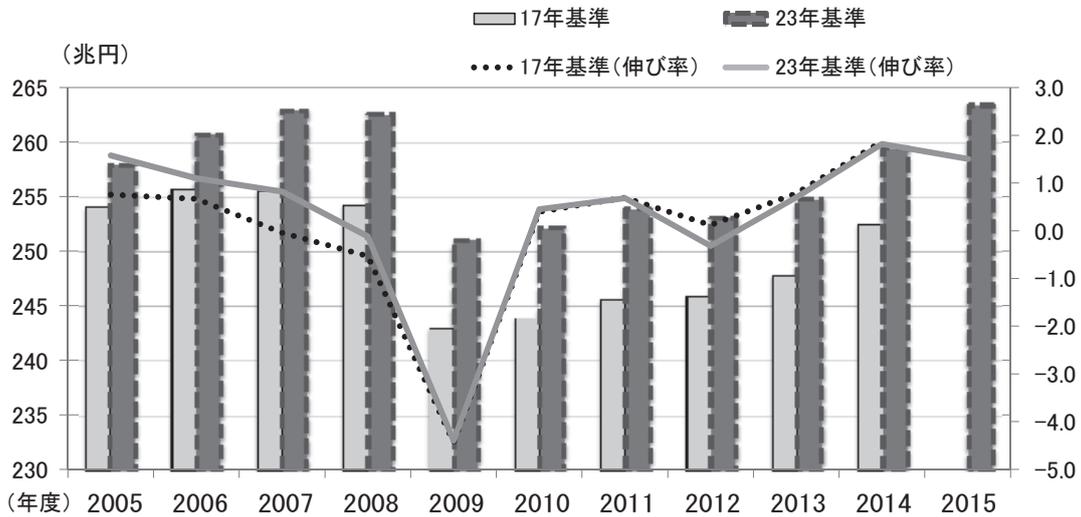
(基準改定による水準の改定)

ここからは今回の基準改定で雇業者報酬の水準や伸び率がどのように改定されたかを見ていこう。図表 2-3 に示すとおり、23 年基準改定で雇業者報酬の実額は概ね 8 兆円程度の上方改定となった。前述したように、上方改定の要因は主に「賃金・俸給」で、特に雇業者数の基礎統計が平成 22 年の「国勢調査」を取り込んだことや役員報酬の推計方法の変更によるところが大きい。一方、伸び率については、特に最近年について、基準改定

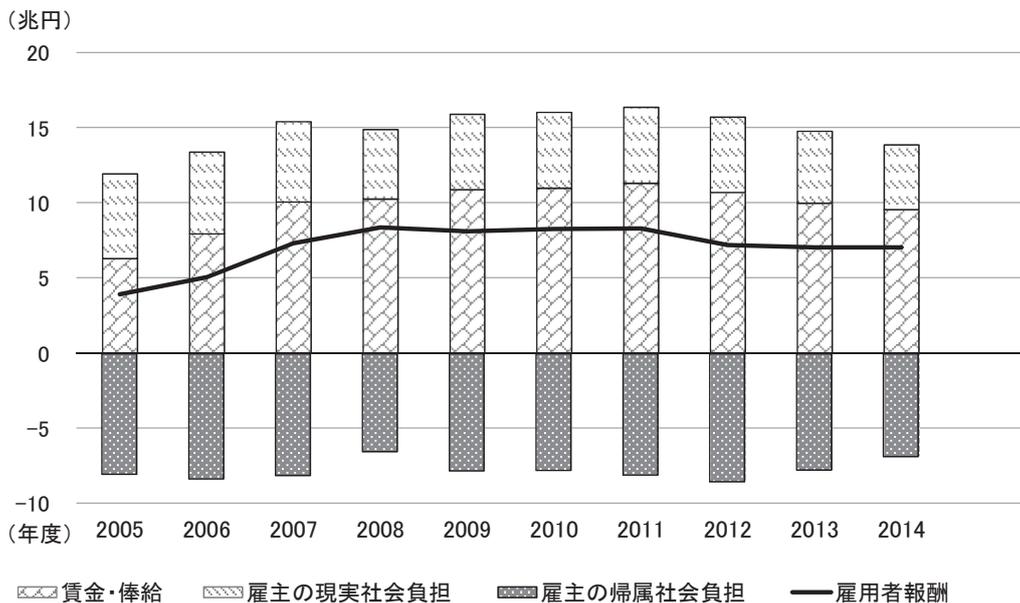
前後で大きくは変わっていない。

図表 2-4 は雇業者報酬の基準改定による改定幅を「賃金・俸給」、「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」の各項目について分析したものである。各項目別では「賃金・俸給」、「雇主の現実社会負担」は上方改定、「雇主の帰属社会負担」は下方改定となっている。「雇主の現実社会負担」の上方改定と「雇主の帰属社会負担」下方改定は退職一時金の発生主義計上分が「雇主の現実社会負担」に分類が変更になったことによるものであり、「雇主の社会負担」全体としては、2008SNA への対応により、結果として下方改定となっている。

図表 2-3 基準改定による雇業者報酬の変化（水準、伸び率）



図表 2-4 要因別雇業者報酬の基準改定による改定幅



②家計の貯蓄・可処分所得

(可処分所得)

図表2-5では、家計の可処分所得の実額と伸び率を示している。今回の基準改定によって、雇用者報酬の上方改定を主な要因として、家計の可処分所得の水準は上方改定された一方、伸び率に関しては基準改定によって大きくは変化していないことがわかる。

次に、平成23年基準における雇用者報酬と可処分所得の伸び率の関係を図表2-6に示している。これによると、平成17年基準も同様であるが、可処分所得は雇用者報酬に対して変動幅が小さいものとなっている。

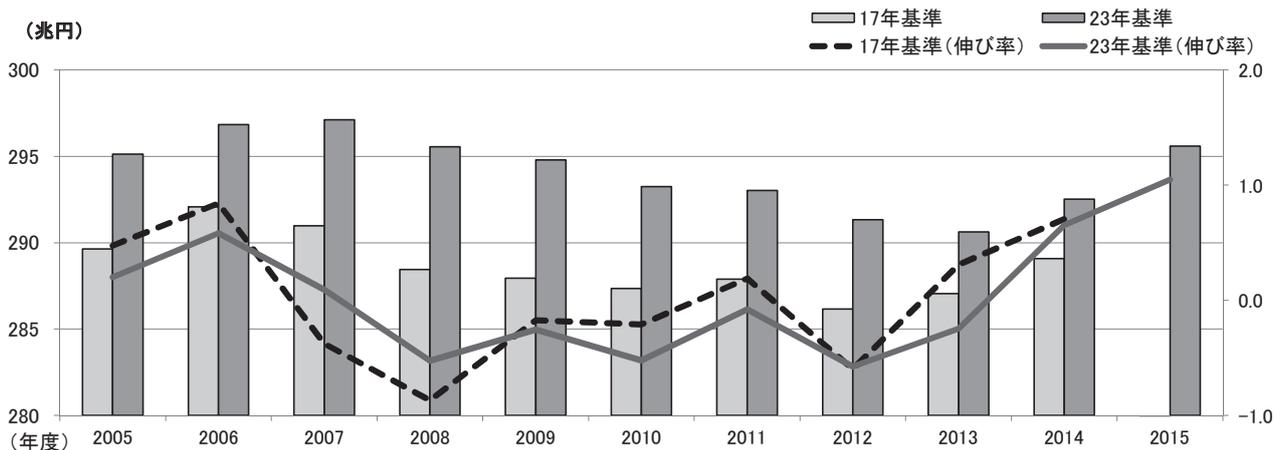
この原因について考察してみよう。まず、家計の可処分所得は(1)式と(2)式を使って、以下の通り展開できる。

$$\begin{aligned} \text{家計の可処分所得} = & \text{財産所得(純)}^{26} + \text{営業余利・混合所得} + \text{雇用者報酬}^{27} + \text{現物社会移転以外の社会給付} \\ & + \text{その他の経常移転(純)} - \text{純社会負担}^{28} - \text{所得・富等に課される経常税} \cdots (3) \end{aligned}$$

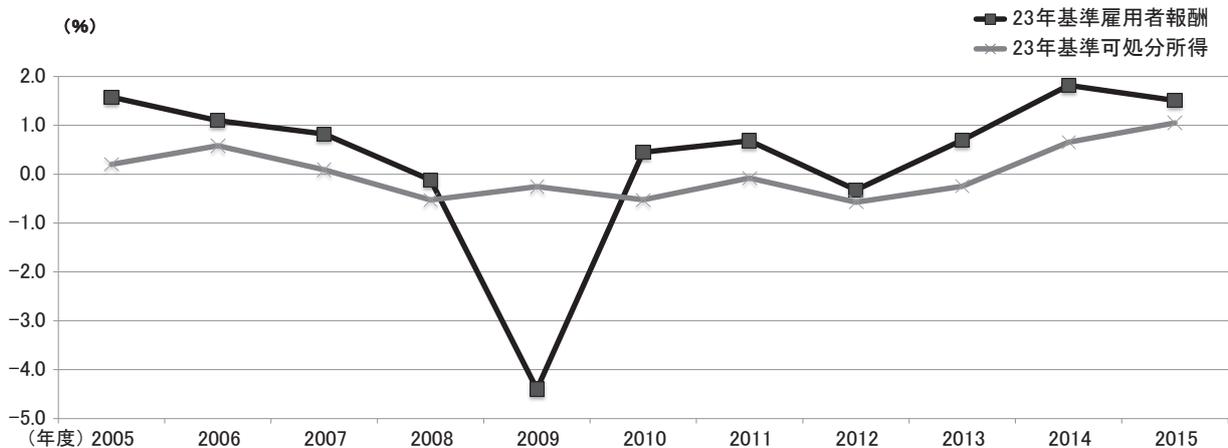
ここで、(3)の式の構成要素により、可処分所得の対前年度差を要因分解したのが図表2-7である。可処分所得の伸びと雇用者報酬の伸びの関係としては、一般に、雇用者報酬が増加すると、それに応じて所得・富等に課

される経常税や純社会負担も増加するなどにより、可処分所得の伸びが抑制されている。この背景の一つには、いわゆるビルトインスタビライザーがあると考えられるが、これに加えて、公的年金制度において、社会保険料

図表2-5 基準改定による家計の可処分所得の変化(17年基準、23年基準)



図表2-6 雇用者報酬と可処分所得の伸び率の関係

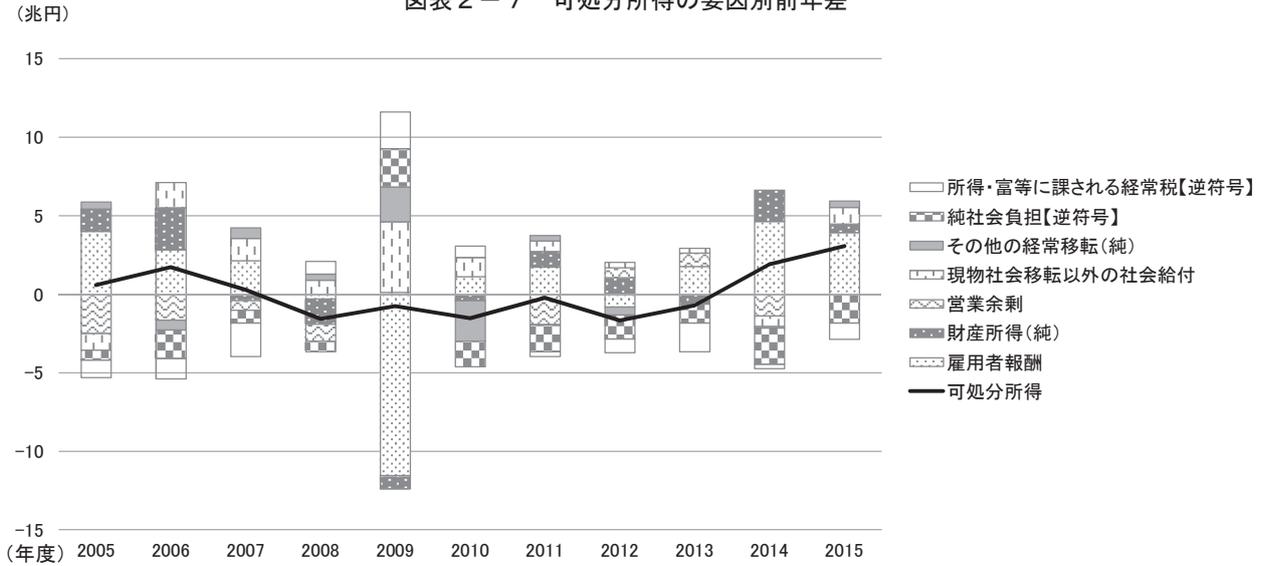


²⁶ 年金受給権に係る投資所得が、純社会負担のうち家計の追加社会負担と相殺される。

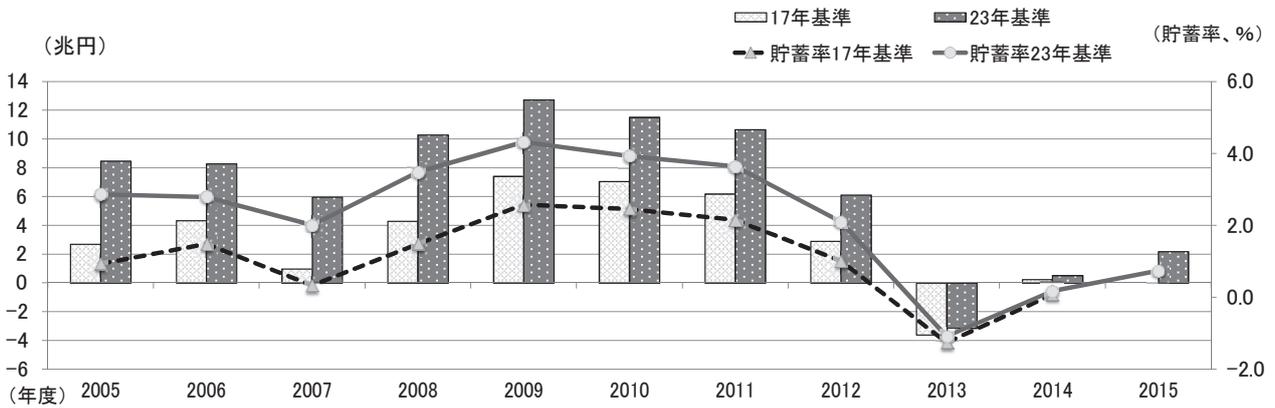
²⁷ 雇主の社会負担が、純社会負担の雇主の現実社会負担と雇主の帰属社会負担と相殺される。

²⁸ 純社会負担のうち、可処分所得への影響として残るのは家計の現実社会負担-年金制度の手数料になる。

図表 2-7 可処分所得の要因別前年差



図表 2-8 家計の貯蓄と貯蓄率 (17年基準、23年基準)



率(純社会負担に反映される)が定期的上昇する一方、年金給付は抑制措置が取られているという面があると考えられる。一方、2009年度については、世界金融危機に端を発する景気後退に伴い雇用者報酬が大きく減少する中で、純社会負担の減少や現物社会移転以外の社会給付、景気対策として行われた定額給付金やエコカー補助

金などによりその他の経常移転(純)が増加し、家計の可処分所得の減少を補っていたことがわかる。

(家計の貯蓄)

最後に家計の貯蓄、貯蓄率について概観する。家計の貯蓄率は、(4)、(5)式のとおり定義される。

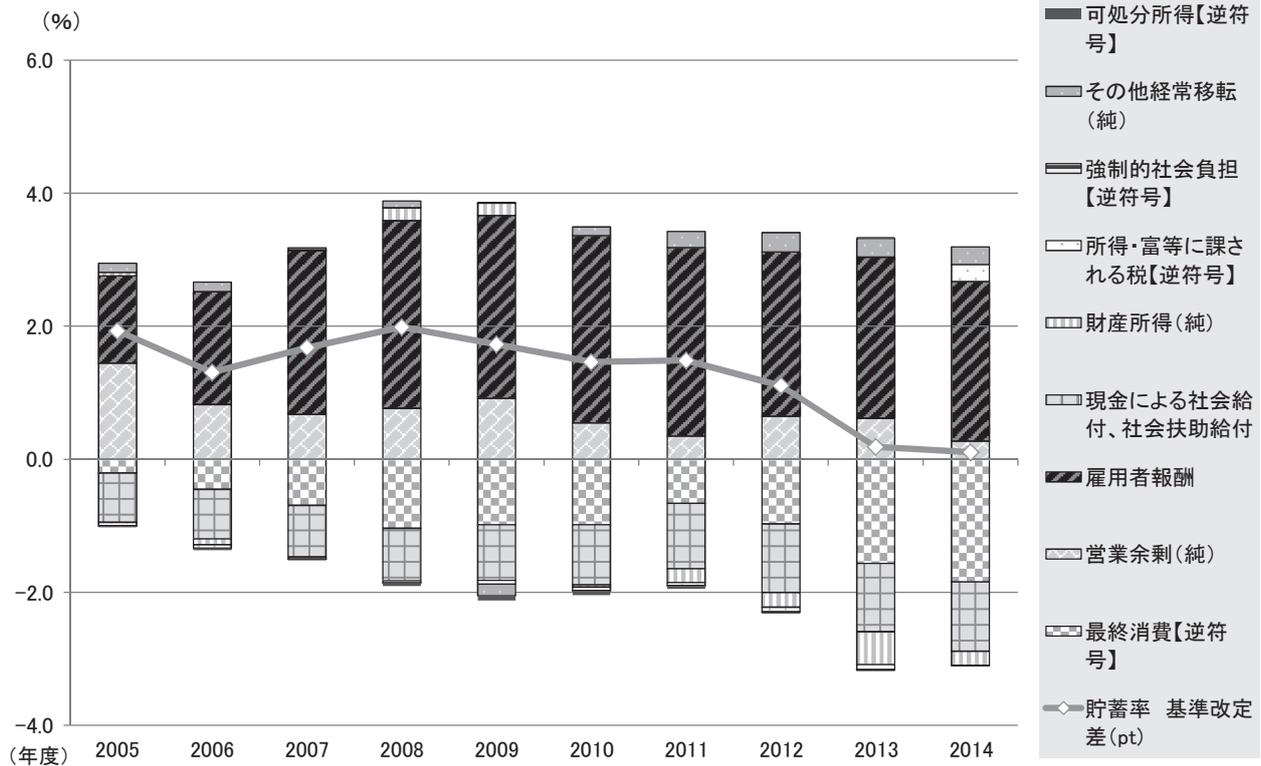
$$\begin{aligned}
 \text{貯蓄} &= \text{家計の可処分所得} + \text{年金受給権の変動調整}^{29} - \text{最終消費支出} \\
 &= \text{財産所得(純)} + \text{営業余剰} + \text{雇用者報酬} + \left(\begin{array}{l} \text{現金による社会保障給付} \\ + \text{社会扶助給付} \end{array} \right) \\
 &\quad + \text{その他の経常移転(純)} - \text{所得・富等に課される経常移転} \\
 &\quad - \text{家計の社会負担(うち一般政府への支払分)}^{30\ 31} \dots (4) \\
 \text{貯蓄率} &= \frac{\text{貯蓄}}{\text{可処分所得} + \text{年金受給権の変動調整}} \dots (5)
 \end{aligned}$$

²⁹ 17年基準における「年金基金年金準備金の変動」に対応する項目。ただし、年金受給権に係る記録の発生主義化の徹底に伴い、従来の企業年金に係る取引を記録したものに、退職給付に関する会計基準の対象となる退職一時金も含まれている。

³⁰ 家計の社会負担(うち一般政府への支払分)は「4.一般政府」の「家計の現実社会負担」の受取額から得られる。

³¹ (6)式の「純社会負担」で残っていた「家計の現実社会負担」の中でも「自発的社会負担」、「現物社会移転以外の社会給付」のうち、「その他の社会保険年金給付」が「年金受給権の変動調整」と打ち消しあう。

図表2-9 家計の貯蓄率の基準改定による変動要因



まず、図表2-8において平成17年基準と平成23年基準の貯蓄率の違いについて示す。家計の貯蓄率の大きな推移の傾向は基準改定前後で大きくは変わらないが、水準としては足元の二か年度を除いて2%ポイント程度高まっていることがわかる。この基準改定による変化の要因について項目ごとに考察したものが図表2-9³²である。2005年度から主に雇用者報酬等を通じた可処分所得の上方改定が家計貯蓄の上方改定に影響しているという傾向がある一方で、足元の2013年度、2014年度については最終消費支出の上方改定が大きくなっており、貯蓄率の改定幅は限定的なものとなっていることがわかる。

3 生産系列の動向

(1) 平成23年基準改定における主要な変更点³³

平成23年基準改定においては、前述のとおり最新の「平成23年産業連関表」等の取り込みに加え、2008SNAへの対応によるR&Dの資本化等、推計方法の改善として建設部門の産出額推計方法の見直し等があり、生産側

GDP（経済活動別国内総生産）の水準にも大きな影響があった。また経済活動別分類を国際標準産業分類（ISIC Rev.4）とできるだけ整合的になるよう見直したことにより、経済活動別付加価値の国際比較可能性が向上した。特に、これまで別掲されていた一般政府（平成17年基準では政府サービス生産者）及び対家計民間非営利団体（同対家計民間非営利サービス生産者）が市場生産者（同産業）と一体的に表章されたことで、制度部門にとらわれず、より経済活動の実態に即した付加価値の構成がわかるようになった。

さらに、基準年（平成23暦年）以降について、供給・使用表（SUT）の枠組みを導入したこともあり、統計上の不突合が大幅に縮減されるようになった。これにより、支出側GDPを推計するコモディティ・フロー法のアプローチと生産側GDPを推計する付加価値法のアプローチの結果が統合され、GDPの等価関係がより明確に表現されるとともに、GDPの推計精度が向上したと考えられる。

本章では、これらの推計方法の見直しの概略について解説するとともに、生産側GDPの推計結果について紹

³² 家計の貯蓄「率」を比較する際は分母の増減も関係しているため、分母が増えることによる貯蓄率の減少も「可処分所得（逆符号）」として項目に算入している。

³³ 平成23年基準改定における変更内容の全体像及び各変更内容の詳細については内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「国民経済計算の平成23年基準改定の概要について～2008SNAへの対応を中心に～」(2016年9月) http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq161/snaq161_b.pdf 参照。

介する。

(2) 経済活動別分類の変更

SNA の体系では、生産活動についての意思決定を行う主体の単位として「事業所 (establishment)」が位置づけられている。当該事業所のうち、同一の主活動を行っている事業所は、国際標準産業分類 (ISIC。直近のものは ISIC Rev.4) に従って同質的なグループである「産業 (industry)」に分類される。JSNA の平成 23 年基準改定では、経済活動別分類を、上記の ISIC Rev.4 とできる限り整合的な形で見直しを行った。

具体的には、平成 17 年基準までの JSNA では、市場生産者を意味する、「産業」と、非市場生産者を意味する「政府サービス生産者」や「対家計民間非営利サービス生産者」に分けた上で、更に内訳分類を設定する形となっており³⁴、また、サービス業については大きく「サービス業」と一括りにまとめられるなど、国際標準産業分類³⁵とは必ずしも整合的でない分類体系となっていた。平成 23 年基準ではこれを改め、市場生産者 (旧産業)、一般政府 (旧政府サービス生産者)、対家計民間非営利団体 (旧対家計民間非営利サービス生産者) を区別することなく表章し、また、サービス業について、ISIC

Rev.4 とできる限り整合的となるよう細分化を行った。この結果、経済活動別の付加価値額等の国際比較可能性が向上したと言える。平成 23 年基準における具体的な経済活動別分類と国際標準産業分類との対応関係は下図 3-1 のとおりである³⁶。なお、市場生産者、一般政府、対家計民間非営利団体それぞれの付加価値額はフロー編付表 2 「経済活動別の国内総生産・要素所得」において再掲という形で表章されており、引き続き制度部門別の付加価値額が把握できるようになっている。

(3) 供給・使用表の枠組みによる推計精度の向上

平成 23 年基準改定における大きな推計方法の変更点の一つとして供給・使用表 (Supply and Use Tables:SUT) の枠組みを活用した生産側 GDP と支出側 GDP の精度向上に向けた取組があげられる。支出側 GDP を推計するコモディティ・フロー法 (以下、「コモ法」という。) と生産側 GDP を推計する付加価値法の間では、それぞれ用いている基礎統計や推計方法の違いにより、前者から推計される財貨・サービス別の中間消費と後者から推計される財貨・サービス別の中間投入は一致せず、これが統計上の不突合の一つの要因となりうる。平成 23 年基準では、新たに供給・使用表の枠組みを用いて、中間消

図 3-1 経済活動別分類新旧対応表

平成17年基準	平成23年基準	(参考) ISIC Rev.4 大分類
1. 産業	1. 農林水産業	A. 農林漁業
(1) 農林水産業	2. 鉱業	B. 鉱業及び採石業
(2) 鉱業	3. 製造業	C. 製造業
(3) 製造業	4. 電気・ガス・水道・廃棄物 処理業	D. 電気、ガス、蒸気及び空調供給業 E. 水供給業、下水処理、廃棄物処理 及び浄化活動
(4) 建設業	5. 建設業	F. 建設業
(5) 電気・ガス・水道業	6. 卸売・小売業	G. 卸売・小売業；自動車・ オートバイ修理業
(6) 卸売・小売業	7. 運輸・郵便業	H. 運輸・保管業
(7) 金融・保険業	8. 宿泊・飲食サービス業	I. 宿泊・飲食業
(8) 不動産業	9. 情報通信業	J. 情報通信業
(9) 運輸業	10. 金融・保険業	K. 金融・保険業
(10) 情報通信業	11. 不動産業	L. 不動産業
(11) サービス業	12. 専門・科学技術、業務支 援	M. 専門、科学及び技術サービス業 N. 管理・支援サービス業
2. 政府サービス生産者	13. 公務	O. 公務及び国防、強制社会保障事業
(1) 電気・ガス・水道業	14. 教育	P. 教育
(2) サービス業	15. 保健衛生・社会事業	Q. 保健衛生及び社会事業
(3) 公務	16. その他のサービス業	R. 芸術、娯楽、レクリエーション業 S. その他のサービス業
3. 対家計民間非営利サービス生産者		
(1) 教育		
(2) その他		

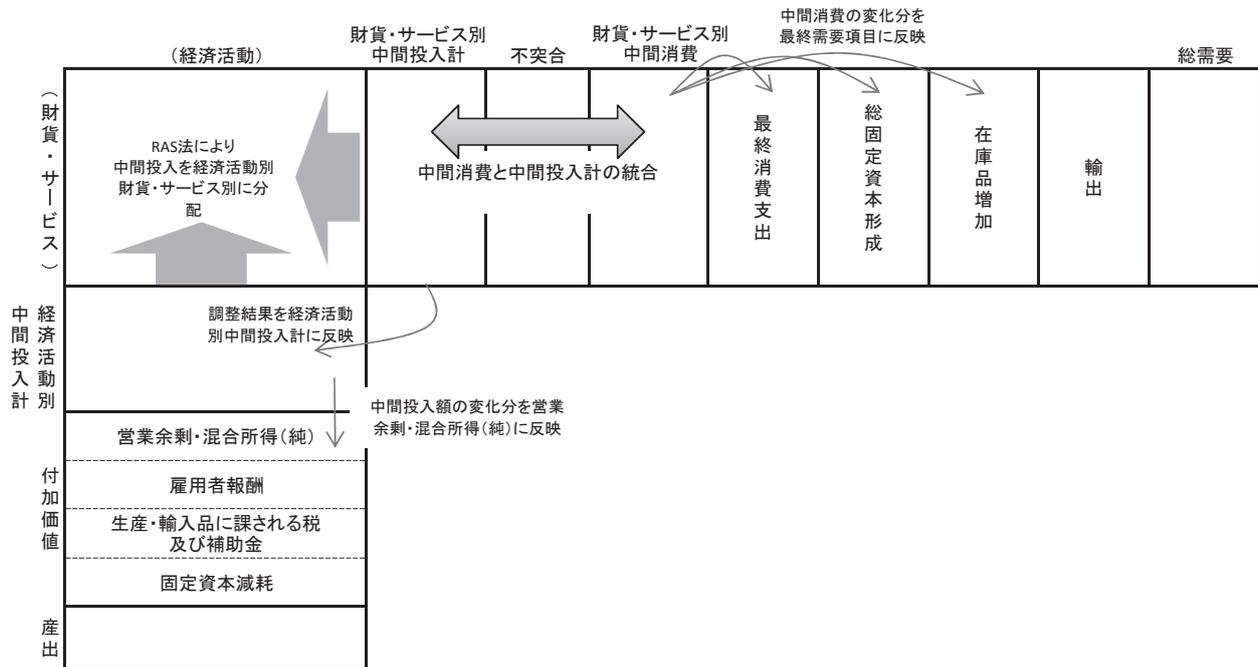
(備考) 「平成 17 年基準」の「産業」及び「平成 23 年基準」は経済活動別大分類、「政府サービス生産者」「対家計民間非営利サービス生産者」は国民経済計算年報付表 2 「経済活動別の国内総生産・要素所得」における分類。

³⁴ この「産業」、「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」の区分は、1968SNA の区分に基づくものである。

³⁵ 1993SNA においては ISIC Rev.3 と整合。

³⁶ 経済活動別分類の新旧についてより詳細は「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について (平成 23 年基準版)」(平成 28 年 11 月 30 日内閣府) も参照されたい。

図 3-2 供給・使用表の枠組みを活用した推計値の統合の概念



費と中間投入を一致させ、コモ法や付加価値法等の推計値を統合している³⁷。コモ法と付加価値法の推計結果を財貨・サービス別により精度が高いと考えられる推計値に統合することにより、推計精度の向上及び統計上の不突合の大幅な縮減が図られている。実際、一国全体の「統計上の不突合」(＝支出側 GDP－生産側 GDP)は、基準年以降、平成 23 暦年、平成 24 暦年、平成 25 暦年で、それぞれ▲ 535 億円、111 億円、▲ 1821 億円となり、平成 17 年基準と比べ大幅に縮減している^{38,39}。

(4) 推計結果

具体的な推計結果から平成 23 年基準改定の影響を見てみよう。まず、図 3-3 は経済活動別の付加価値構成比の平成 17 年基準から平成 23 年基準への改定差を示している。ここからは、平成 23 年基準における R&D の資本化を受けて、R&D 産出額の大きな第二次産業（特に製造業）のシェアが全期間を通じて高まったことが読み取れる。経済活動別の R&D 投資額は、フロー編付表 22「固定資本マトリックス」において、「研究・開発」

として表章されているが、これを見ると「輸送用機械」や「化学」、「はん用・生産用・業務用機械」といった製造業で R&D 産出額が大きいことがわかる⁴⁰。

平成 23 年基準における経済活動別付加価値構成比を時系列的に見ると、1994 年以降、製造業や建設業といった第二次産業のシェアが低下し続けてきた一方、「情報通信業」や「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「保健衛生・社会事業」等がシェアを高めてきており、経済のサービス化が進展してきたことが見て取れる。ただし、直近では第二次産業のシェアがわずかに増加する傾向が見られる。これは、東日本大震災からの復興需要や各種経済対策等を背景に建設業の付加価値額が増加したことに加え、2014 年秋以降の原油・天然ガス等の原材料価格下落を背景に、製造業の付加価値額が増加したことによると考えられる。

続いて、図 3-4 では、国際標準産業分類に対応した平成 23 年基準の経済活動別分類で 2015 暦年の付加価値構成比の国際比較を行っている。ここでは、一例としてドイツや英国との比較を行っており、厳密には各国間で

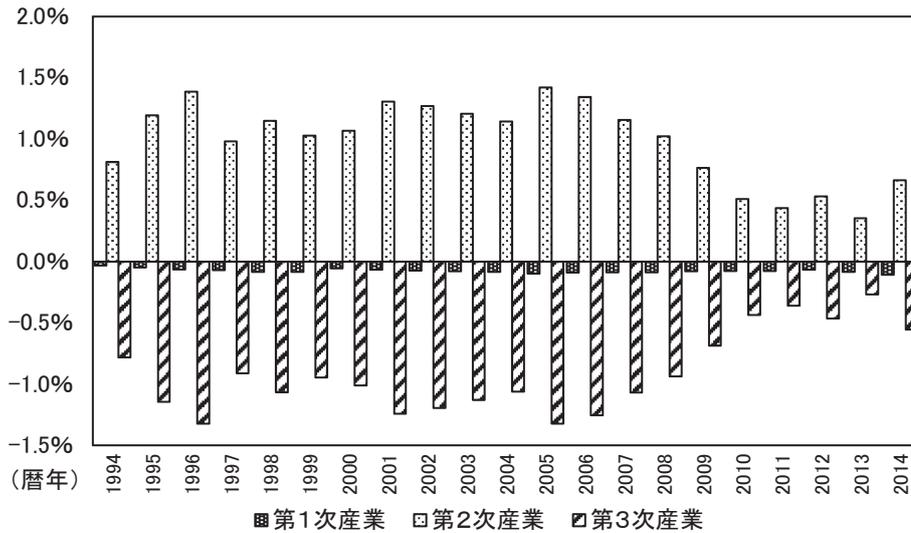
³⁷ 当該、コモ法と付加価値法等の推計値の統合は、基準年以降について、第 3 次年次推計において行っている。取組の詳細については、吉岡・鈴木 (2016) を参照。

³⁸ なお、国民経済計算年報の主要系列表 1「国内総生産 (支出側)」とフロー編付表 1「財貨・サービスの供給と需要」にそれぞれ計上される財貨・サービスの純輸出の乖離から、これらの年についても統計上の不突合はゼロとはならない。ただし、平成 23 年基準改定に際して、こうした純輸出についても JSNA 内の整合性を可能な限り高める取組を講じたところである (詳細は、田原 (2015) を参照)。

³⁹ これに対応する平成 17 年基準における基準年以降の平成 17 暦年、平成 18 暦年、平成 19 暦年の統計上の不突合は、それぞれ 1 兆 3858 億円、9719 億円、1 兆 1592 億円だった。

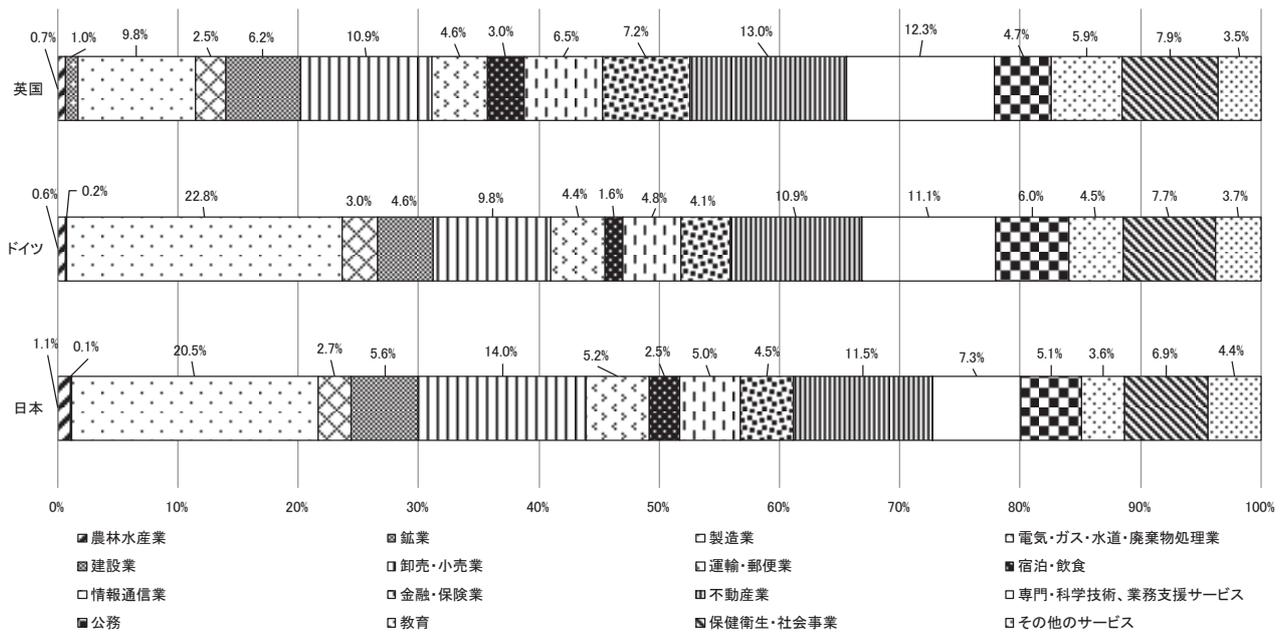
⁴⁰ 経済活動別の R&D 投資額は副次生産物としての研究開発 (企業内研究開発) だけでなく、研究開発を主産物とする研究機関への支出額も含むが、特に製造業においては、その大半は企業内研究開発であり経済活動別の R&D 投資額に近似できる。

図 3-3 経済活動別付加価値構成比の改定差



(備考) 第1次産業は農林水産業、第2次産業は鉱業、製造業及び建設業、第3次産業はそれ以外の経済活動からなる。

図 3-4 経済活動別付加価値構成比の国際比較



(備考) Eurostat、内閣府「国民経済計算」より作成。経済活動別付加価値の合計に対する構成比。英国及びドイツの「その他のサービス」には「雇い主としての世帯活動、並びに世帯による自家利用のための分類不能な財及びサービス生産」を含む。

分類に相違がある点に留意は必要であるが、日本はこれらの国々と比べると、ドイツとは製造業のシェアが近い一方で、相対的に「卸売・小売業」のシェアが大きく、逆に研究開発サービス⁴¹や対事業所サービスを含む「専門・科学技術、業務支援サービス」のシェアが小さいことがわかる。

4 資本勘定の動向

(1) 純貸出(+)/純借入(-)

① 純貸出(+)/純借入(-)とは

純貸出(+)/純借入(-)は、資本勘定のバランス項目であり、貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と、非

⁴¹ ここでの「研究開発サービス」は、研究開発を主産物とする研究機関を差し、副次生産物としての研究開発（企業内研究開発）は各経済活動の付加価値として記録されている。

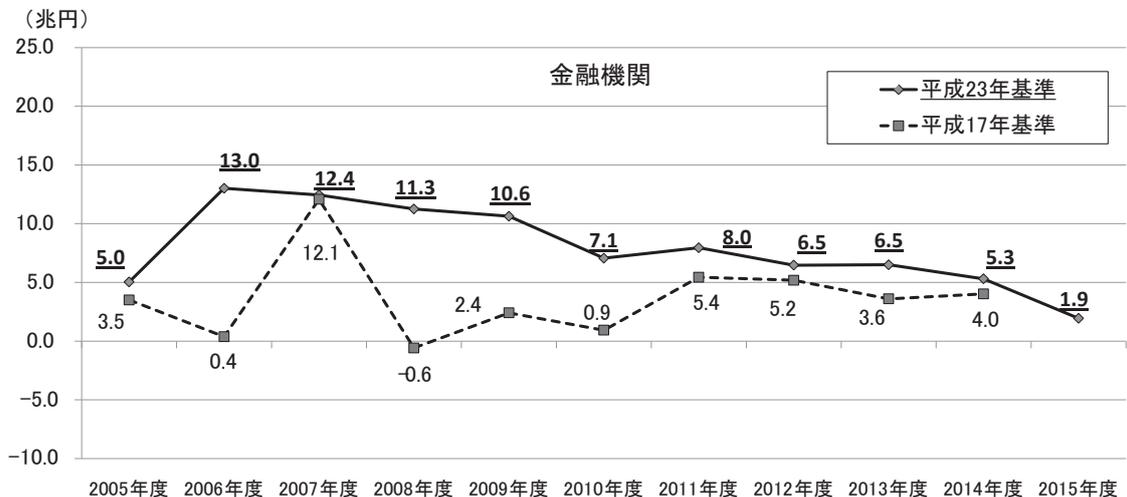
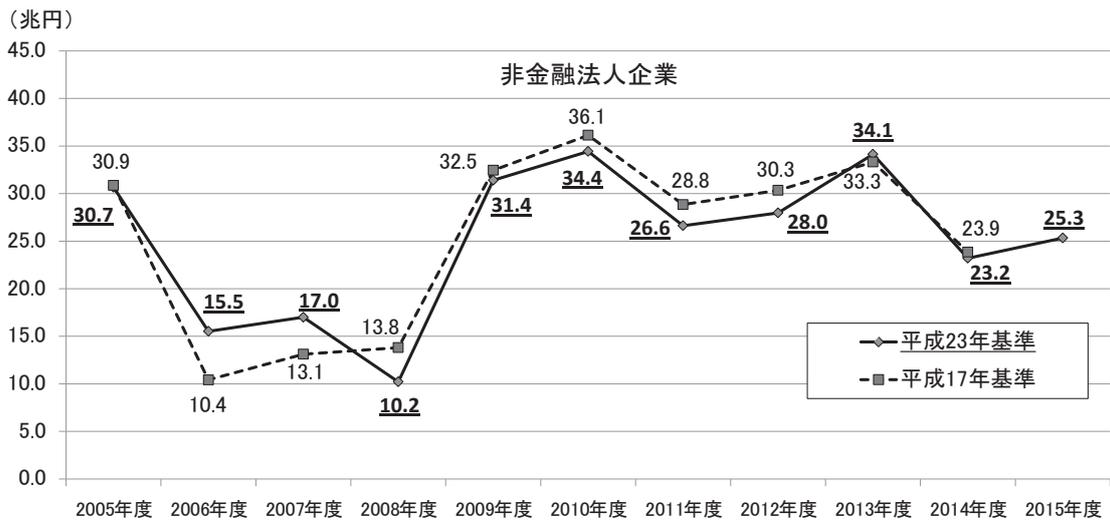
金融資産の純取得（純固定資本形成、在庫変動、土地の純購入）の差額として導出される。額が正であれば純貸出（いわゆる貯蓄超過、黒字）であり、負であれば純借

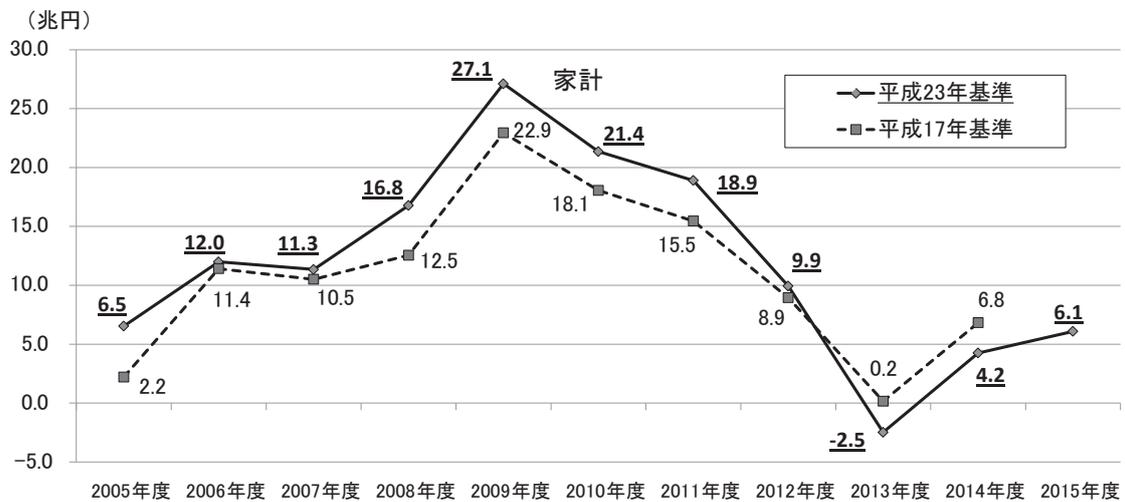
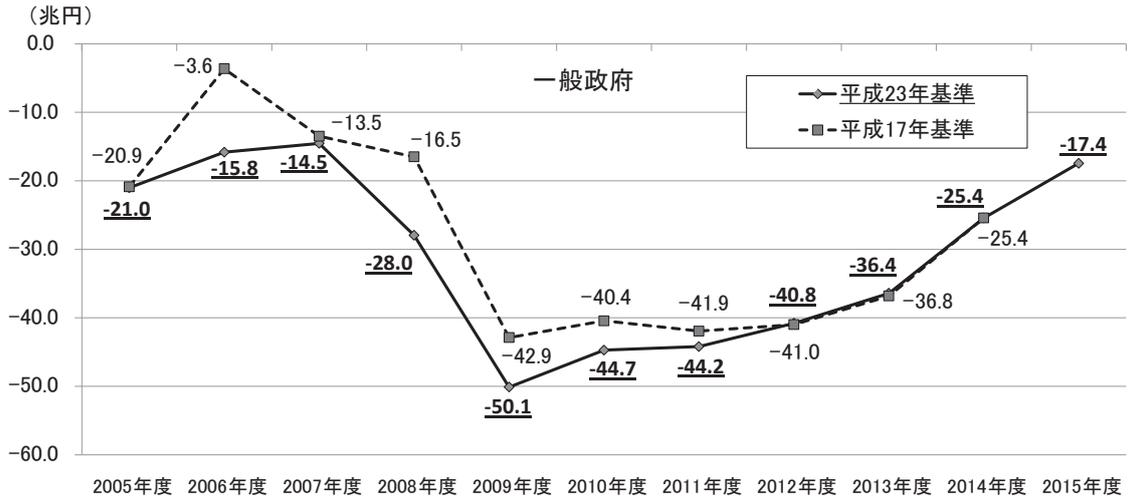
入（いわゆる投資超過、赤字）を表す。換言すれば、純貸出(+)/純借入(-)は、当該年度における制度部門別に経常的な収支と資本的な収支を合計した収支尻を示す

図表4-1 純貸出(+)/純借入(-)の実額及び改定状況

(単位：兆円)

		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
改定後 (23年基準)	一国全体	18.7	21.4	24.0	10.2	16.3	17.8	8.4	3.9	1.8	8.7	17.5
	非金融法人企業	30.7	15.5	17.0	10.2	31.4	34.4	26.6	28.0	34.1	23.2	25.3
	金融機関	5.0	13.0	12.4	11.3	10.6	7.1	8.0	6.5	6.5	5.3	1.9
	一般政府	-21.0	-15.8	-14.5	-28.0	-50.1	-44.7	-44.2	-40.8	-36.4	-25.4	-17.4
	家計	6.5	12.0	11.3	16.8	27.1	21.4	18.9	9.9	-2.5	4.2	6.1
改定前 (17年基準)	一国全体	18.4	20.7	24.3	12.1	15.9	16.5	8.1	4.1	0.2	7.7	
	非金融法人企業	30.9	10.4	13.1	13.8	32.5	36.1	28.8	30.3	33.3	23.9	
	金融機関	3.5	0.4	12.1	-0.6	2.4	0.9	5.4	5.2	3.6	4.0	
	一般政府	-20.9	-3.6	-13.5	-16.5	-42.9	-40.4	-41.9	-41.0	-36.8	-25.4	
	家計	2.2	11.4	10.5	12.5	22.9	18.1	15.5	8.9	0.2	6.8	
改定差 (2015年度は 対前年度差)	一国全体	0.2	0.6	-0.4	-1.9	0.4	1.3	0.3	-0.3	1.6	1.0	8.9
	非金融法人企業	-0.2	5.1	3.9	-3.6	-1.0	-1.7	-2.2	-2.4	0.8	-0.6	2.1
	金融機関	1.5	12.6	0.4	11.8	8.2	6.1	2.5	1.3	2.9	1.3	-3.4
	一般政府	-0.1	-12.2	-1.0	-11.5	-7.2	-4.3	-2.3	0.2	0.4	0.0	8.0
	家計	4.3	0.6	0.8	4.2	4.2	3.3	3.4	1.0	-2.6	-2.6	1.8





ものであり、一般政府の場合は、いわゆる「財政収支」を示す指標となる。

$$\begin{aligned} \text{純貸出(+)} / \text{純借入(-)} &= \text{正味資産の変動} - \text{非金融資産の純取得} \\ &= (\text{貯蓄} + \text{純資本移転}) - (\text{純固定資本形成} + \text{在庫変動} + \text{土地の純購入}) \\ &\quad \text{※純資本移転} = \text{資本移転(受取)} - \text{資本移転(支払)} \end{aligned}$$

一方、制度部門別の金融勘定においては、取引要因による金融資産の変化と負債の変化の差額として、純貸出(+)/純借入(-)(資金過不足)が記録される。これと、資本勘定の純貸出(+)/純借入(-)は概念的には一致するものであるが、実際の推計上は、基礎統計や手法の違いにより開差が生じている。

②純貸出(+)/純借入(-)の動き

以下は、2005年度から2015年度までの制度部門別(非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計(個人企業を含む))の純貸出(+)/純借入(-)の実額及び改定状況

を表及びグラフで示したものである(図表4-1)。

2015年度の一国全体の純貸出(+)/純借入(-)についてみると、2014年度の8.7兆円から17.5兆円(前年度差+8.9兆円)へと黒字幅が大幅に拡大した。以下、この内訳である制度部門別に変動要因をみていく。

非金融法人企業については、2014年度の23.2兆円から2015年度は25.3兆円(同+2.1兆円)へと黒字幅が拡大している。これは、主に在庫変動の増加(積増し幅の拡大)(同+1.6兆円)、純固定資本形成が増加したこと(同+0.3兆円)等が黒字幅縮小に寄与したものの、主に営業余剰が増加したことによる貯蓄の増加(同+

5.4兆円)による黒字幅拡大の影響が大きかったこと等が背景にある。

金融機関については、2014年度の5.3兆円から2015年度は1.9兆円(同▲3.4兆円)へと黒字幅が縮小している。これは、2014年度以降、5年間の時限措置として、厚生年金基金の解散を促進する取組がなされたことを背景に、厚生年金基金の代行返上が増えたこと等により資本移転(支払)が増加(同+3.1兆円)したこと等が影響している。

一般政府については、2014年度の▲25.4兆円から2015年度の▲17.4兆円(同+8.0兆円)へと赤字幅が縮小している。これは、消費税率上げを背景とした税収の増加⁴²(同+3.9兆円)があったこと等により貯蓄が増加したこと(同+3.8兆円)や、上記の厚生年金基金の代行返上等により資本移転の純受取が増加(同+3.2兆円)したこと等が影響している。

家計(個人企業を含む)については、2014年度の4.2兆円から2015年度は6.1兆円(同+1.8兆円)へと黒字幅が拡大している。これは主に雇用者報酬が増加したこと(同+3.9兆円)等により貯蓄が増加(同+1.7兆円)したこと等が影響している。

③平成23年基準と平成17年基準の純貸出(+)/純借入(-)の比較

次に、平成23年基準と平成17年基準での、純貸出(+)/純借入(-)の比較を行う。なお、非金融法人企業及び対家計民間非営利団体については、大きな改定差はないことから、ここでは、金融機関、一般政府、家計(個人企業を含む)について分析する。

金融機関及び一般政府については、2006年度や2008年度に顕著であるように、正負逆の同規模の改定差となっている。これは、平成23年基準改定において、公的企業から一般政府への例外的な支払については、国際基準(2008SNA)の規定に沿って、これまでの「資本移転」から「持分の引出し」として記録するよう変更した影響である。公的企業から一般政府への例外的な支払の詳細については、一般政府のプライマリーバランスの項で説明を行う。

家計(個人企業を含む)については、基本的には上方

改定されているが、直近の2年度は若干の下方改定となっている。背景としては、第2節の家計の貯蓄の項で述べたとおり、雇用者報酬の上方改定等による貯蓄の改定が純貸出(+)/純借入(-)の改定を規定している面が大きい。それ以外の要因としては、土地の純購入の推計において、不動産投資法人分について2010年度以降利用可能となった「不動産証券化の実態調査」の売却額を反映したことで、土地の純購入が上方改定(赤字方向への改定要因)となったことが、特に足元の純貸出(+)/純借入(-)の下方改定に効いている。

以上のように、2008SNA対応や大規模かつ詳細な基礎統計の取込みを行った平成23年基準改定により、特に金融機関や一般政府の純貸出(+)/純借入(-)について基調的な動きが確認できるようになるなど、より経済実態を反映した推計結果となったと考えられる。

(2) 一般政府のプライマリーバランス

①プライマリーバランスとは

我が国の国民経済計算においては、付表6「一般政府の部門別勘定」において、前節で述べてきた「純貸出(+)/純借入(-)」に加え、参考として一般政府及びその内訳部門(中央政府、地方政府、社会保障基金)ごとに、「プライマリーバランス」を表章している⁴³。

プライマリーバランスとは一般的に、借入を除く税収等の歳入から、過去の借金への元利払いを除いた歳出を差し引いた収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費をその時点の税収等でどれだけまかなえているかを示す指標とされている。我が国の国民経済計算の「一般政府の部門別勘定」においては、プライマリーバランスは「純貸出(+)/純借入(-)」から利子の純支払を除いたもの、すなわち、

$$\text{純貸出(+)/純借入(-)} + \text{支払利子(FISIM}^{44}\text{調整前)} \\ - \text{受取利子(FISIM調整前)}$$

として算出される。ここで利子がFISIM調整前となっているのは、国民経済計算上の利子はFISIMを調整した後の概念(例えば、借入利子の支払であれば、借入利率と参照利率の率差と借入残高の積により求められ

⁴² 消費税収は、企業の納付時期が企業ごとに異なるため、税率の引上げがあった2014年度のみならず、その翌年度である2015年度も増加する傾向がある。

⁴³ 政府の財政健全化目標の達成状況については、「中期財政計画」(平成25年8月8日閣議了解)により東日本大震災からの復旧・復興対策の経費及び財源を除いたベースで検証することとされており、上記達成状況の検証に用いられているプライマリーバランスについては「中長期の経済財政に関する試算」を参照のこと。

⁴⁴ FISIM(Financial Intermediation Services Indirectly Measured)とは「間接的に計測される金融仲介サービス」のこと。

る部分が控除された後)であるが、IMF の『政府財政統計 (GFS) マニュアル』において、政府の収支についてはこうした調整を行う前の実際に取りされる利子の受払を記録することとされていることによる。

②プライマリーバランスの動き

以下は、国民経済計算上の 2005 年度から 2015 年度までの一般政府及びその制度部門別 (中央政府、地方政府、社会保障基金) のプライマリーバランスの実額、対名目 GDP 比を表及びグラフで示したものである (図表 4-2、3、4)。

まず、2015 年度の一般政府のプライマリーバランスについてみると、一般政府全体では▲14.3 兆円、対名目 GDP 比で▲2.7%と、いずれもマイナス幅が縮小した。これは、2009 年度以降、6 年連続のマイナス幅縮小となる。

これを制度部門ごとにみていく。中央政府については、2014 年度の▲20.9 兆円から 2015 年度は▲17.9 兆円と対前年度差+3.0 兆円となった。マイナス幅縮小の要因は、主に消費税や源泉所得税、2014 年 10 月より新設さ

れた地方法人税等の税収増等によるものである。地方政府については、2014 年度の 0.9 兆円から 2015 年度は 2.3 兆円と対前年度差+1.4 兆円となった。中央政府同様、税収増等が主な要因となった。特に増収となったのは地方消費税であり、これは 2014 年度の消費税率引き上げの効果が、2015 年度に本格的に現れたことによるものであると考えられる。社会保障基金については、2014 年度の▲1.6 兆円から 2015 年度は 1.4 兆円と対前年度差+2.9 兆円となった。純貸出 (+) / 純借入 (-) の項で述べたように、代行返上を行う厚生年金基金が増えたことに伴う資本移転 (受取) の増加や現実社会負担の増加等によるものである。

③平成 23 年基準と平成 17 年基準のプライマリーバランスの比較

次に、平成 23 年基準と平成 17 年基準の比較を行っていく。上表のとおり、地方政府と社会保障基金については大きな改定差はないことから、ここでは改定差が大きい中央政府についてのみみていく。

中央政府については、2006 年度から 2011 年度の各年

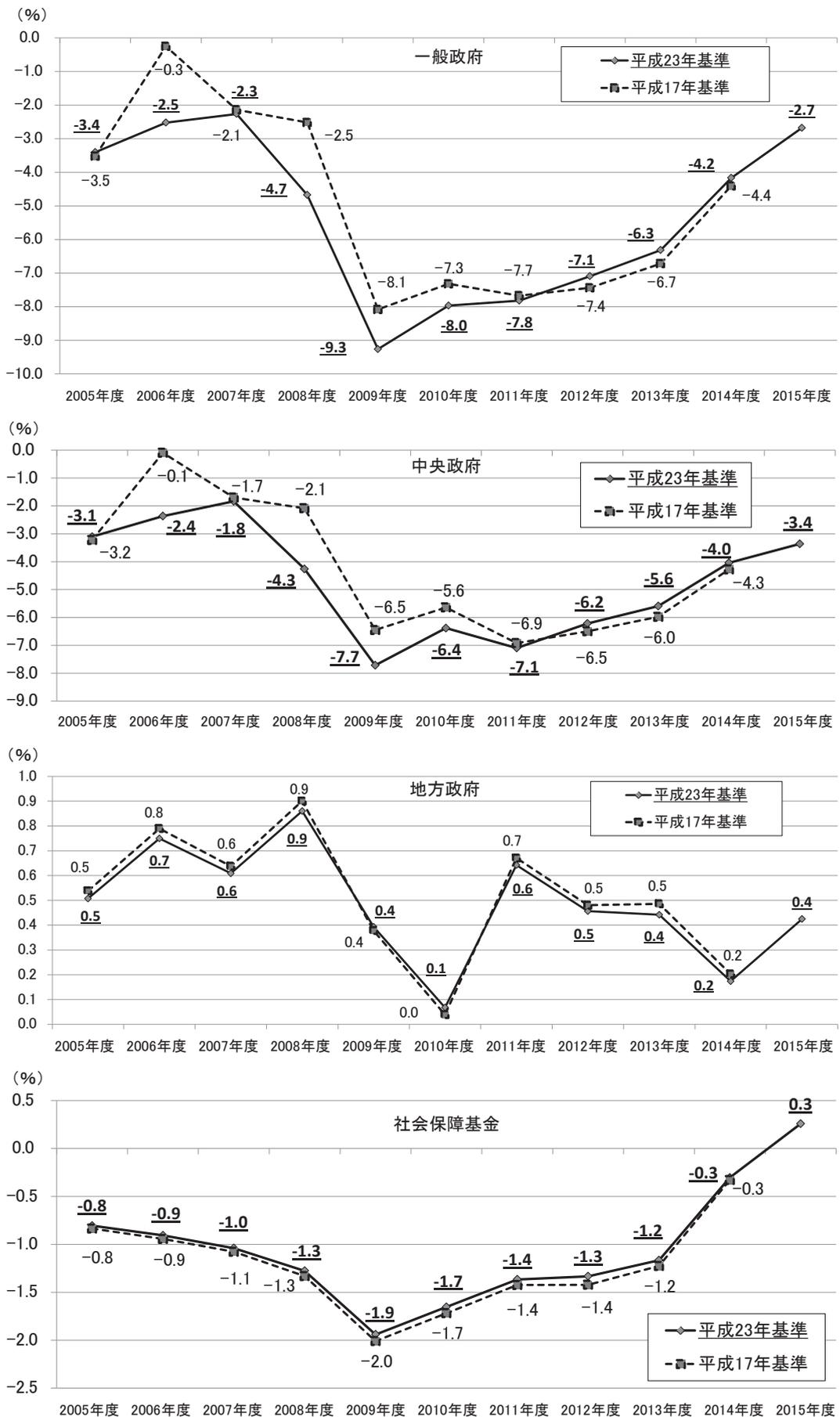
図表 4-2 プライマリーバランス実額

		(単位: 兆円)										
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
改定後 (23年基準)	一般政府	-17.9	-13.3	-12.0	-23.8	-45.6	-39.8	-38.6	-35.1	-32.1	-21.6	-14.3
	中央政府	-16.3	-12.5	-9.7	-21.7	-38.0	-31.9	-35.0	-30.8	-28.4	-20.9	-17.9
	地方政府	2.7	4.0	3.2	4.4	1.9	0.3	3.2	2.3	2.2	0.9	2.3
	社会保障基金	-4.2	-4.8	-5.5	-6.5	-9.5	-8.3	-6.7	-6.6	-5.9	-1.6	1.4
改定前 (17年基準)	一般政府	-17.8	-1.3	-11.0	-12.3	-38.3	-35.2	-36.4	-35.3	-32.4	-21.6	
	中央政府	-16.3	-0.5	-8.7	-10.2	-30.6	-27.1	-32.8	-30.8	-28.8	-20.9	
	地方政府	2.7	4.0	3.3	4.4	1.8	0.2	3.2	2.3	2.3	1.0	
	社会保障基金	-4.2	-4.8	-5.5	-6.5	-9.5	-8.3	-6.8	-6.7	-5.9	-1.6	
改定差 (2015年度は 対前年度差)	一般政府	-0.1	-12.1	-1.1	-11.5	-7.3	-4.6	-2.2	0.2	0.4	0.0	7.3
	中央政府	0.0	-12.0	-1.0	-11.5	-7.4	-4.8	-2.2	0.1	0.5	0.0	3.0
	地方政府	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	1.4
	社会保障基金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	2.9

図表 4-3 プライマリーバランス対名目 GDP 比

		(単位: %)										
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
改定後 (23年基準)	一般政府	-3.4	-2.5	-2.3	-4.7	-9.3	-8.0	-7.8	-7.1	-6.3	-4.2	-2.7
	中央政府	-3.1	-2.4	-1.8	-4.3	-7.7	-6.4	-7.1	-6.2	-5.6	-4.0	-3.4
	地方政府	0.5	0.7	0.6	0.9	0.4	0.1	0.6	0.5	0.4	0.2	0.4
	社会保障基金	-0.8	-0.9	-1.0	-1.3	-1.9	-1.7	-1.4	-1.3	-1.2	-0.3	0.3
改定前 (17年基準)	一般政府	-3.5	-0.3	-2.1	-2.5	-8.1	-7.3	-7.7	-7.4	-6.7	-4.4	
	中央政府	-3.2	-0.1	-1.7	-2.1	-6.5	-5.6	-6.9	-6.5	-6.0	-4.3	
	地方政府	0.5	0.8	0.6	0.9	0.4	0.0	0.7	0.5	0.5	0.2	
	社会保障基金	-0.8	-0.9	-1.1	-1.3	-2.0	-1.7	-1.4	-1.4	-1.2	-0.3	
改定差 (2015年度は 対前年度差)	一般政府	0.1	-2.3	-0.1	-2.2	-1.2	-0.6	-0.1	0.3	0.4	0.2	1.5
	中央政府	0.1	-2.3	-0.1	-2.2	-1.3	-0.7	-0.2	0.3	0.4	0.2	0.7
	地方政府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
	社会保障基金	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.6

図表4-4 プライマリーバランス対名目GDP比グラフ



図表 4-5 公的企業から一般政府への例外的支払（2005 年度から 2015 年度）

年度	資金の流れ	根拠法	金額
2006	財政融資資金特別会計(現：財政投融資特別会計) ⇒ 国債整理基金特別会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	12兆円
2007	日本郵政公社 ⇒ 一般会計	日本郵政公社法(公社解散時の規定)	約1兆円
2008	財政投融資特別会計 ⇒ 一般会計、国債整理基金特別会計	財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律	計約11.3兆円
2009	財政投融資特別会計 ⇒ 一般会計	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律	約7.3兆円
2010	財政投融資特別会計 ⇒ 一般会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	約4.8兆円
2011	財政投融資特別会計 ⇒ 一般会計	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	約1.1兆円
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⇒ 一般会計		約1.2兆円

度において実額で1兆円以上の減額改定となっている。この主な要因は、前節で簡単に述べたように、平成17年基準では、資本移転(受取)として扱っていた公的企業から一般政府への例外的な支払を、平成23年基準では2008SNAを踏まえ、「持分」という金融資産の引出し(及び対応する現金・預金の増加)として記録したことによる。

平成23年基準以降は、まず例外的支払に該当する要件として、①特別な立法措置がとられるなどの例外的・不定期の支払であること、②公的企業から一般政府への支払いについては、その原資が公的企業の累積準備金の取り崩しまたは資産売却に基づくものであること、と定義している。その上で、公的企業から一般政府への例外的支払については、従来の「資本移転」ではなく、一般政府による公的企業に対する「持分」の引出し(金融資産の減少)及び見合いの「現金・預金」の増加(金融資産の増加)として記録することとした⁴⁵。

これにより、平成17年基準以前のJSNAにおいては、「資本移転」として記録されていた公的企業から一般政府への例外的支払が、平成23年基準以降は、「持分」という金融資産・負債の取引に記録されるようになり、こうした例外的支払が一般政府の純貸出(+)/純借入(-)、及び、プライマリーバランスに影響しないようになった。2005年度以降で、例外的支払として扱われるようになったものについて、図表4-5に示す。

上述以外にも、政府諸機関の分類の一部変更(例えば、特許特別会計が中央政府から公的非金融企業へ変更)等も、純貸出(+)/純借入(-)やプライマリーバランスの計数改定に影響しているが、例外的支払がある年度を除けば、その水準は平成17年基準と平成23年基準で大きな変化はないと言える。

このように、2008SNAと整合的になるよう例外的支払の扱いを変更することで、一般政府の純貸出(+)/純借入(-)の国際比較可能性を高めるとともに、一時的な要因の影響が取り除かれることで、純貸出(+)/純借入(-)、及び、プライマリーバランスのよりすう勢的な動きの把握が可能となった⁴⁶。

5 ストック編の動向

(1) ストック編の構造

以下では、ストック編の計数について解説する。まず、計数についてふれる前に、ストック編の主な構造について紹介したい。ストック編は、前章までで述べてきた、フロー編における取引等の結果を受けた資本蓄積の状況を暦年末時点で記録するものであり、ストック編において基本となる勘定は、貸借対照表勘定である。貸借対照表は、企業の財務諸表等で作成される貸借対照表と基本的な構造は同じで、左側に資産、右側に負債・正味資産が掲載され、資産は金融資産、非金融資産に分割される。

⁴⁵ なお、一般政府から公的企業への例外的な支払については、(i) 公共政策の目的の結果として発生した累積損失を補填するような支払いの場合は「資本移転」として資本勘定に、(ii) 確実な収益の期待がある下で行われる支払いの場合は一般政府の「持分」の追加(金融資産の増加)及び見合いの「現金・預金」の減少として金融勘定に記録することとしたが、平成17年基準以前に「資本移転」として記録していたもので、平成23年基準において取り扱いを変更した取引はない。

⁴⁶ なお、政府の財政健全化目標の達成状況の検証に用いられているプライマリーバランスでは、国民経済計算の計数を基にしつつ、従来からこうした支払の大宗は特殊要因として控除されているため、その点では特段の影響はないと思われる。

図 5 - 1 国民経済計算における資産、負債、正味資産の関係

非金融資産 生産資産 固定資産 在庫 非生産資産 土地等	正味資産（一国全体では国富）
金融資産 貨幣用金・SDR等 現金・預金 貸出 債務証券 持分・投資信託受益証券 保険・年金・定型保証 金融派生商品・雇用者ストックオプション その他の金融資産	
	金融資産・負債差額 （一国全体では対外純資産）
	負債 貨幣用金・SDR等 現金・預金 借入 債務証券 持分・投資信託受益証券 保険・年金・定型保証 金融派生商品・雇用者ストックオプション その他の負債

表 5 - 1 2015 暦年末の貸借対照表

(単位：兆円)

期末資産		期末負債・正味資産	
金融資産	7268	負債	6929
うち株式以外	6551	うち株式以外	5969
うち株式	717	うち株式	960
		(金融資産・負債差額)	339
非金融資産	2951	正味資産	3290
生産資産	1800		
固定資産	1736		
在庫	64		
非生産資産	1151		
合計	10219	合計	10219

ただし、SNA では基本的に資産・負債は全て時価評価されるとともに、企業会計では純資産の部に含まれる発行株式については、SNA では時価評価された上で負債として記録されるという違いがあることに注意が必要である。そして、資産から負債を控除したものが正味資産となり、一国全体では国富とも呼ばれる。また、金融資産と負債の差額分について、一国全体では「対外純資産」となる。

(2) 2015 暦年末の状況

国民経済計算における貸借対照表のイメージは図 5 - 1 のとおりであるが、2008SNA への対応に伴い、金融資産の分類が細分化され、①「投資信託受益権」を債券と同列ではなく株式等の持分と同様の分類として表章する、②「保険・年金準備金」を「保険・年金・定型保証」に概念拡張・名称変更、③「雇用者ストックオプション」の追加などの変更がなされている。これを、直近の

2015 暦年で見ると、表 5 - 1 であり、一国全体のグロスの資産及び負債・正味資産は 1 京円を超えた 1 京 219 兆円となっており、そのうち金融資産は 7268 兆円、非金融資産は 2951 兆円、負債は 6929 兆円、資産と負債の差額である正味資産は 3290 兆円となっている。正味資産のうち、一国全体では対外純資産となる、金融資産・負債の差額を見ると 339 兆円となっている。

正味資産は、2014 暦年末から 2015 暦年末にかけ、約 14 兆円減っている。その中でも非金融資産は前年比で増えている一方で、対外純資産は約 24 兆円減っており、正味資産が前年から減少したのは、対外純資産の動向が要因であると分かる。なお、前年末と当年末の資産・負債の残高差は、取引による変動と調整額による変動の 2 つに分けられる。取引による変動は、一般に設備投資などで資産を取得した場合などが含まれ、調整額による変動は、大規模災害等による資産の毀損などが含まれるその他の資産量変動勘定と、キャピタルゲイン・ロスなど

図 5-2 正味資産（国富）の推移

(単位：兆円)

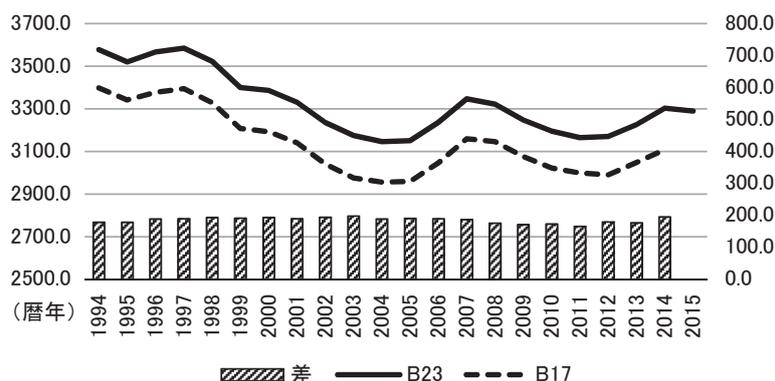
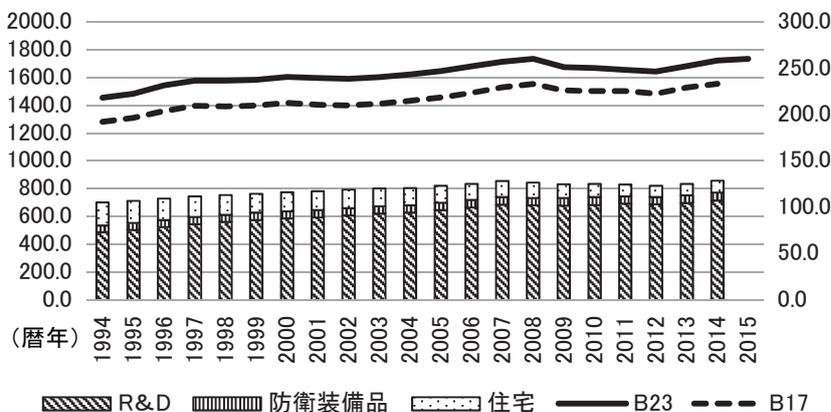


図 5-3 非金融資産の推移

(単位：兆円)



が含まれる再評価勘定に分けられる。

(3) 正味資産（国富）の動向

続いて、ストック編の主要計数について、平成 23 年基準改定による影響を見てみよう。まずは、一国全体の正味資産、すなわち国富について、平成 23 年基準（平成 27 年度年次推計）及び平成 17 年度基準（平成 26 年度年次推計）における推移を示したものが図 5-2 となる。これをみると、平成 23 年基準の計数が 17 年基準の計数から平行的に上方にスライドしており、その改定幅は概ね 200 兆円弱となっている。正味資産は定義上、非金融資産と金融資産・負債差額（一国全体では対外純資産）の合計値であるが、正味資産の大部分は非金融資産が占めることから、非金融資産の推移を見てみよう⁴⁷。図 5-3 が非金融資産の平成 23 年基準（平成 27 年度年次推計）及び平成 17 年度基準（平成 26 年度年次推計）

における推移を示したものであるが、これを見ると、概ね正味資産と同額だけ 23 年基準が上方にスライドしており、その改定要因の大半が R&D 資産であることが分かる。また、防衛装備品や、住宅の改定差も上方改定に寄与しており、後者は住宅関連の不動産仲介手数料を固定資産へ計上したことが影響している⁴⁸。これらはいずれも 2008SNA により取り扱いに変更があった項目、すなわち、研究開発、防衛装備品及び不動産仲介手数料の固定資産への計上による影響であり、正味資産の上方改定要因の大半が 2008SNA に対応したことによるものであると言える。

(4) 対外純資産の動向

続いて、対外純資産の動きについて見てみよう。対外純資産は、1994 年以降、概ね右肩上がりで見積りを増加させており、特に 2011 年から 2014 年までは 4 年連続で

⁴⁷ 実際、対外純資産については、「本邦対外資産負債残高」を基礎統計としており、今回の基準改定によってはほとんど改定がなされていない。

⁴⁸ 「住宅の改定差」には、不動産仲介手数料の資本化以外の要因（推計の精緻化等）を含む点に注意が必要である。

図5-4 対外純資産の推移

(単位：兆円)

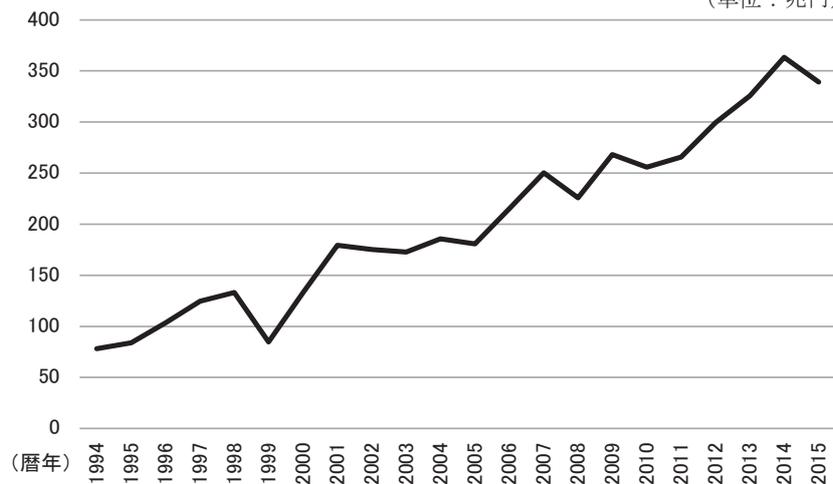


表5-2 2015 暦年における対外資産・負債の変動要因

(単位：兆円)

	対外資産			2015	対外負債			2015
	2014	変動要因			2014	変動要因		
		取引	その他			取引	その他	
外貨準備高	151	0	-2	149	外貨準備高	2	0	2
現金・預金	4	11	-12	3	現金・預金	8	1	9
貸出	130	-4	0	127	借入	156	1	158
金融派生商品	36	0	-6	31	金融派生商品	45	0	-8
その他	635	37	-4	668	債務証券、持分等	336	20	23
					その他	45	6	51
					対外純資産	363	16	-41
合計	957	44	-24	977	合計	957	44	-24

残高を積み増している。一方で、2015年は5年ぶりに前年から対外純資産額が減少となった。

ストック編の資産・負債の前年からの変化額は、実際の取引要因と価格変動を含む調整勘定に分けることができる。ここでは、特に対外純資産の2014年末から2015年末にかけての変化額について要因分解してみよう。

表5-2は、対外資産と対外負債について、それぞれの2014年末から2015年末にかけての残高及びその変化分を、取引要因とその他要因に分解したものである。その他要因は、価格変動によるものと、それ以外の要因が含まれる。これを見ると、対外純資産は、取引としては16兆円増えていたものの、その他の要因で41兆円減った結果、2015年末は前年比マイナスとなったことが分かる。その他の要因の内訳をみると、①対外資産のその他要因が、現金預金、金融派生商品をはじめとしたほぼすべての項目でマイナスとなっていること、②対外負債の債務証券、持分等のその他要因がプラスとなっていること、が要因であることが分かる。①は、2014 暦年末

と2015 暦年末で、特に対ユーロで円高が進んでおり、これが外貨建て資産の円建てでの減価につながったものと考えられる。また、②は、主に国内株式の価格が上昇したことから、海外投資家の保有する株式が増価したことが原因であると考えられる。

表5-3 為替レートの推移 (暦年末)

(単位：ドル/円、ユーロ/円)

	2011年末	2012年末	2013年末	2014年末	2015年末
ドル	77.57	86.32	105.37	119.80	120.42
ユーロ	100.37	113.89	145.32	145.45	131.10

(出典：日本銀行、ECB)

表5-4 株価の推移 (暦年末)

(単位：円)

	2011年末	2012年末	2013年末	2014年末	2015年末
日経平均	10395.2	16291.3	17450.8	19033.7	19114.4

(日経平均株価)

コラム 2 国際収支関連統計からみた対外純資産のストックとフローの関係

表 5-2 では、対外資産及び負債の変動を、取引要因とその他の要因に分割して分析した。しかし、「その他」の要因は、一括りに分類するには多様な内容が含まれている。国民経済計算においてその他の要因をつぶさに分割することは困難であるが、国民経済計算の基礎統計である、国際収支統計及び本邦対外資産負債残高に立ち返ってみることで、その他の要因を、為替変動による要因と、それ以外に分けて要因をみることができる。具体的には、本邦対外資産負債残高において、増減要因の試算が公表されている。

当該表を見るにあたって一点注意しなければならないのは、当該表の取引フローは、国際収支統計の金融収支の値がそのまま入っているため、国際収支統計上の誤差脱漏を含む値となっている点である。具体的には、当該表では 2014 年から 2015 年にかけての取引フローが 21 兆円となっているが、2015 年における国際収支統計の誤差脱漏は 5 兆円を含んでいるため、図 5-2 の同項目の 16 兆円よりも大きくなっていることが分かる。（なお、今回の年次推計の対象ではないが、2016 年における国際収支統計の誤差脱漏は 9 兆円となっており、動向分析には一層の注意が必要となっている）。

具体的に同試算値の内訳を見てみると、資産側においては、ほぼすべての項目で為替相場変動によるマイナス幅が大きくなっており、また、負債側では証券投資のうち株式の為替相場変動以外の要因によるプラス幅が大きくなって見えて取れる。当該内容からも、本論の表 5-2 における分析と統合的な結果が見て取れる。

参考図 5-1 本邦対外資産負債残高増減要因（試算）（暦年）

	資産				負債						
	2014	変動要因			2015	2014	変動要因			2015	
		取引	為替変動	その他			取引	為替変動	その他		
直接投資	142	16	-5	-1	152	24	0	0	0	24	
証券投資	410	37	-11	-13	423	285	21	0	15	321	
金融派生商品	56	-16	0	5	45	うち株式	168	2	0	15	185
その他投資	183	-5	0	3	180	金融派生商品	60	-18	0	4	46
外貨準備	151	1	-2	-1	149	その他投資	211	8	1	-1	219
						純資産	363	21	-18	-27	339
合計	942	32	17	-8	949	合計	942	32	-17	-8	949

（出典：財務省）

参考図 5-2 国際収支の動向（暦年）

	2014	2015	2016
経常収支	2.6	16.4	20.6
貿易・サービス収支	-13.5	-2.3	4.6
第 1 次所得収支	18.1	20.7	18.1
第 2 次所得収支	-2.0	-1.9	-2.1
資本移転収支	-0.2	-0.3	-0.7
金融収支	5.5	21.1	28.9
誤差脱漏	3.1	5.0	9.0

（出典：日本銀行）

まとめ

本稿では、JSNA の平成 23 年基準改定の概略及び平成 27 年度国民経済計算年次推計の主要な結果を解説した。SNA は体系自体が非常に複雑であり、統計利用者がこれらの情報を活用するのは必ずしも平易ではないなか、これに加え、平成 27 年度国民経済計算年次推計では最新の国際基準である 2008SNA の反映が行われたことから、その複雑さはより増しており、結果を解釈し、分析等に活用することは、以前より一層困難さを増している。こうした状況において、国際基準の変更内容をはじめとした SNA に最も詳しい立場にある、JSNA の推計担当者が、基準改定の概要とともに、年次推計結果の背景等をトピック的に統計利用者にとできる限り丁寧に説明していくことは重要なことであると考えており、本稿がわずかでもその役に立つことを期待したい。

(参考文献)

- 内閣府 (2016a) 『2008SNA に対応した我が国国民経済計算について (平成 23 年基準版)』
- 内閣府 (2016b) 『平成 28 年度年次経済財政報告』
- 内閣府 (2017) 『日本経済 2016 - 2017』
- International Monetary Fund (2001) “Quarterly National Accounts Manual—Concepts, Data Sources, and Compilation”
- 国際連合ほか (2009) 『System of National Accounts 2008』
- IMF (2014) 『GOVERNMENT FINANCE STATISTICS MANUAL 2014』
- 内閣府 (2015) 『平成 26 年度国民経済計算確報』
- 内閣府 (2016c) 『平成 27 年度国民経済計算年次推計』
- 内閣府 (2017) 『国民経済計算の平成 23 年基準改定の概要について～ 2008SNA への対応を中心に～』、季刊国民経済計算 161 号
- 吉岡徹哉、鈴木俊光 (2016) 『供給・使用表 (SUT) の枠組みを活用した支出側 GDP と生産側 GDP の統合』、季刊国民経済計算 160 号
- 田原慎二 (2015) 『JSNA 体系内の純輸出の整合性向上に向けて』、季刊国民経済計算 155 号